

<調査報告>

下北地方における法と共同性（その1）

本稿は科学研究費補助金（課題番号18530012 平成18年度～20年度）による調査報告書である。下北地方は昭和38・39年の「九学会連合調査」によって網羅的な調査がなされ、その報告書（『下北一自然・文化・社会一』（九学会連合下北調査委員会 1961 平凡社）も刊行されている。昭和38・39年は我が国の高度経済成長期であり、全国的な産業構造の変化が進行していた時期でもある。当然この影響は各地の村落社会の構造にも及び、当時は様々な慣習や習俗がやがては変化、ないしは消滅していくものと考えられていた。上記の報告書だけでなく、それ以前から下北地方の調査を行っていた竹内利美らによる報告（『下北の村落社会 産業構造と村落体制』（1968 未来社）でも、各集落での村落組織や産業の変化とともに、衰退していく慣習の記述が散見される。

本報告ではこれらの昭和40年前後の調査報告を前提として、それ以後約40年を経過した当地での農林水産業（法）と集落組織の現状を分析することを目的とする。研究代表は下北地方については平成8年以降断続的に調査を行い、いくつかの集落単位での報告をしてきた。本研究会ではそれらの報告をも参照しながら、平成18年度～20年度にかけて現地調査を行い、毎年9月と12月にはむつ市と札幌大学において研究会を開催した。平成21年（2009）9月には研究代表と2名の連携研究者、1名の研究協力者によって補充調査も行った。

しかしながら、今回それぞれの報告書の執筆を依頼するに際しては最終的な相互の調整はせず、各自に3年間、ないし4年間の調査をふまえて自由に記述していただくこととした。従って、以下の各報告については、各執筆者の単独報告として掲載し、各自が文責をおうものとする。本号では漁業関係についての第I報告のみを掲載し、第II報告以下は次号以降に掲載予定である。

最後にこのような調査報告の掲載を快く認めて頂いた「札幌大学法学会」に対しては、ここで改めて深謝の意を表しておきたい。（研究代表：林 研三）

本科学研究費補助金による研究課題・研究組織・研究費

1. 研究課題：下北地方における法と共同性
2. 課題番号：18530012
3. 研究組織

研究代表者	林 研三（札幌大学）
連携研究者	塩谷弘康（福島大学）
連携研究者	岩崎由美子（福島大学）
連携研究者	鈴木龍也（龍谷大学） 2007年度から参加
分担研究者	北構太郎（札幌大学） 2006年度のみ参加
研究協力者	前川佳夫（中央学院大学）

4. 研究費（千円）

	直接経費	間接経費
平成18（2006）年度	1200	0
平成19（2007）年度	1100	330
平成20（2008）年度	1100	330

第Ⅰ 報告

漁業慣行と漁業協同組合

—下北・東通村の事例報告と若干の考察—

林 研三

はじめに

1. 東通村の沿革と概況

2. 漁業と漁業地区

3. 漁業協同組合の諸相

おわりに—漁民の共同性についての若干の考察—

はじめに

我が国の漁業権は漁業法によって規定されており、共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権に分かれている。これらは明治漁業法での主として沿岸部（地先）での漁撈についての専用漁業権、定置漁業権、特別漁業権、区画漁業権を戦後の新漁業法制定に伴い再編したものである。このうち共同漁業権は「共同漁業を営む権利」（漁業法6条2項）であり、「共同漁業」はそれぞれの漁業種類ごとに第一種共同漁業から第五種共同漁業までに分かれている。これは旧漁業法（明治35年施行、明治43年全部改正）の専用漁業から漁場を移動しつつ運用漁具で浮漁とする漁業を除くなど、それまでの区画漁業権以外の漁業権を整理したものである。従って、その本質は「一定の漁場を共同に利用して営む」ことであるが、この「共同に利用して」ということは、その地区的漁民の入会漁場であるという性格が強いことを意味し、一般的には漁業協同組合又は漁業協同組合連合会がこの漁業権を有し、その制定する漁業権行使規則に基づいて組合員がその漁場で入会して漁業を行うものである」⁽¹⁾とされている。つまり、

共同漁業権については「漁民団体」による漁場管理を前提としており、「漁民団体」としての漁業協同組合（以下漁協と称す）にこの漁業権が免許されている。

本稿の対象地である東通村での漁協は旧来のムラを単位としたものが多い。漁協自体は水産業協同組合法（以下水協法と称す）によるものであるが、その前身は明治19年の「漁業組合準則」や旧漁業法の「漁業組合」であり、多くは藩政期の各ムラ（浦）を基礎とするものであった。その特色としては、「協同組合一般の経済諸事業を行う機能団体であると共に、漁場を「所有」し（法制的には漁業権所有）その管理をも行う団体でもある」⁽²⁾という二面性があげられる。この二面性は当初の漁業法ではみられず、漁業組合はもっぱら漁業権管理団体として規定されていた。しかし、明治43年、昭和8年、昭和13年の法改正によって信用事業等の経済事業も漁業組合は営むことが可能となったのである。その後の水産業団体法（昭和18年）を経て、戦後の昭和23年に制定された水協法では漁協は基本的には経済事業団体とされたのであるが、その1年後に制定された新漁業法で上記のような共同漁業権を漁協に与えることとなった。そのため漁協は再度二面的な性格を有することになったのである。

漁協が共同漁業権等の漁業権の主体でもあり得ることから、組合員の資格も水協法で規定し、各漁協の定款によって決められる余地ができるだけ少なくしている。すなわち、同法18条1項では「当該組合の地区内に住所を有し、かつ、漁業を営み又はこれに従事する日数が一年を通じて90日から120日までの間で定款で定める日数を超える漁民」とされており、これによれば当該漁村での漁民はおおむね正組合員となるであろう。従ってその共同漁業権は当該漁村で一定の資格を有する住民（漁民）であれば、誰でも行使できることになるので、民法の入会権と同様の色彩を帯びる場合も少なくない。しかし、この点については、近年の最高裁判決とそれをめぐる議論⁽³⁾もあり、法解釈学的には今後のさらなら展開が期待されるところである。

本稿の目的はそういう法解釈学的な問題ではなく、漁業や漁協の現状、漁業権の行使規則等を記述することによって、下北地方、特に東通村での漁協と集落・ムラの相関性、および漁民の共同性を考察することである。実定法上の概念としての漁協や漁業権は、実在としての集落との相互関係のなかでどのように位置づけられ、それが漁民にどういう共同性もたらしているのであろうか。この問題は法と社会の相互関係や法を媒介とする「個と共同性」を考える一つの契機となるであろう。このうち漁協と集落の相互関係は、従来から論じられてきたテーマの一つである。例えば、原暉三は以下のように述べている。「固より徳川時代の旧村たる部落と漁業協同組合とのつながりにも種々の段階があり、そのなかには、その地区が近代都市の区域に編入せられ、或いは沿岸漁業の衰退によりこれによる生活依存度の減退したため、部落なる共同体的枠を離れて漁業協同組合による地区内の秩序編成替えせられつつありと見るべきものもある。併しその部落の地区に幾何かの漁業権がありこれにより部落住民たる漁民が生活に依存している限りにおいて、部落と組合との間に強靱なつながりをもつてゐる。それは部落なる共同体的枠の内部に組合が没入していると見るか、或いは組合が部落なる共同体的枠を利用していると見るか、或いは両者併存し、組合自身に部落共同体的性格が存すると見るべきか、見る人の観点によりいずれにも観察することができるであろう」⁽⁴⁾。

本稿ではこの漁協と「部落」（集落）の関係を、漁民の共同性とともに考察していく。しかし、ここでの共同性は、原が想定しているような漁協やムラ単位での共同性ではない。共同漁業権や共同漁業権区域を媒介とした複数のムラや漁協の間での漁民の共同性を想定しているのであり、その点では上述の指摘とは異なった視点からの考察となる。以下の第1章では東通村の概況と簡単な沿革を述べ、第2章では同村の漁業を概観し、次の第3章では各漁協の様相を記述していく。そして最後に今述べた共同性についての若干の考察を試みたい。

1. 東通村の沿革と概況

東通村は下北半島の東側に位置し、太平洋に面した自治体である。西側はむつ市と横浜町、南は六ヶ所村に隣接しており、東西24キロメートル、南北32キロメートルに及ぶ村域を有している。村内の多くはなだらか丘陵地であるが、戦後、海岸部の砂防林事業が行われるまでは飛砂に悩まされてきた。加えて夏はヤマセと呼ばれる北東風によって気温の低下、霧の発生がよく見られる地域もあり、稻作には適していないと言われている。

下北半島一帯は古くは糠部の郡、宇曽利の郷と呼ばれていたが、⁽⁵⁾江戸時代には南部藩（盛岡藩）の直轄領となり、田名部代官所の支配に属していた。南部藩では領内を33の「通」に区分し、それぞれを地方支配の代官所管轄範囲とし、そのもとにいくつかの「村」を配属させていた。下北地方は南部藩領の「北郡」となり、南半頸部の西岸は「野辺地通」、東岸は「七戸通」、北半の胴体部は「田名部通」とされた。

『邦内郷村志』（享和年間 大巻秀栓編）には、北郡は「田名部県（通）37村 4643石」、「野辺地県（通）4村 1441. 8石」、「七戸県（通）24村 5748石」と記されている。この「田名部県」のうち現在の東通村にあたる地域には、すでに田屋、白糠、砂子又、小田野沢、猿ヶ森、尻勞、尻屋、岩屋、野牛、蒲野沢、目名、大利といった現存する集落名が、中野沢や奥内とともに見られた。

幕末の動乱期に南部藩は奥羽越列藩同盟の一員として反政府側にたった。そのため、明治維新に際しては、北郡は二戸郡や三戸郡とともに津軽藩の管轄に入れられた。ついで、明治2年には黒羽藩の「三戸県」に属したが、その後七戸藩が生まれ、旧北郡の一部はこの藩に含まれることになった。明治4年の廢藩置県後、現在の青森県域と二戸郡は北海道の「館県」とともに合併し「弘前県」となるが、その後改名し青森県となり、6支庁に分割された。しかし、明治6年に「館県」領域は北海道開拓使の管轄に属することになり、二戸

郡は明治9年に岩手県に編入された。そのような急激な併合離脱のなかで、北郡地域は青森県田名部支庁管村と七戸支庁管村に両分された。明治5年には12戸籍区が編成され、現東通村の領域の12集落は第8区と第9区に属した。すなわち、第9区には田名部、奥内、中野沢、田屋、砂子又が、第9区には大利、目名、蒲野沢、野牛、岩屋、尻屋、尻勞、小田野沢、猿ヶ森、白糠が含まれた。

ついで明治6年の「大小区制」にともない、上記では2区に区分されていた12集落が「第六大区」の「第二小区」に一括され、中野沢、田名部、奥内は大湊らとともに「第一小区」に編入された。砂子又と田屋の2集落は当初は「第一小区」に属していたが、3ヶ月後に「第二小区」に編入され、ここに現在の東通村の集落が行政上の単一の区域に包含されることになる。その後の新三法下で「下北郡」が成立すると、郡役所は田名部におかれ、郡内は第1組から第5組に細分された。このとき先の「第二小区」の12集落はそのまま第2組として存続し、明治22年の町村制まで引き継がれ、現在の東通村が生まれるに至った。村名は「藩政当時代官所の在る田名部を中心に、太平洋岸沿えの村々を東通、海峡沿えの村々を北通、内湾沿えの村々を西通と総称したのに因む」⁽⁶⁾と言われている。その後、昭和28年（1953）の町村合併促進法時代に田名部町と大湊町が合併しむつ市が誕生し、平成17年（2005）3月には脇野沢村、大畑町、川内町、むつ市が合併し新むつ市が誕生したが、東通村は町村制以来の単一の自治体として存続してきている。

現在の東通村は、下記の表（1）のように29集落の行政区から成り立っている。各行政区・集落には「行政連絡員」がおかれ、彼らが各区長を兼ねている場合が多い。さらに集落によっては有給の「部落事務員」をおいている集落もある。見られるように、藩政期の集落がそのまま現存しているだけでなく、それらからの分村も多いが、6集落は戦後開拓によるものであった。これらの集落はそれぞれの自立性が高く、且つ藩政期以来の12集落は広範囲にわたって散在していたので、明治初期の戸長役場開設後、昭和63年（1988）までの

下北地方における法と共同性（林）

表（1）東通村の集落人口と世帯数の推移（上段戸数・世帯数、下段人口）

年 集落	享保6 1721	享和2 1802	文政12 1829	M12 1879	M.22 1889	S.12 1937	S.25 1950	S.38 1963	S.55 1980	H.2 1990	H.12 2000	H.18 2006
大利	25戸 201	26	30	32	31	35世帯 228人	45 251	60 355	37 377	417 200	36 155	44 150
早掛 平										22世帯 74人	22 66	26 87
目名	26戸 205	23	28	31	32	49	64	71	78	71	68	75
向野									17世帯 100人	24 106	26 100	31 100
上田屋	21戸 291	33	33	36	37	55	65	66世帯 329人	61 423	65 481	64 280	73 250
下田屋	6戸 上田屋からの分村	5	5	5	10戸 82人	11世帯 124	22	23	25	29	26	24
豊栄									12世帯 72人	10 49	11 52	9 30
石塚平									27世帯 160人	26 116	23 75	24 73
一里 小屋									10世帯 56人	9 35	9 43	11 26
蒲野沢	50戸 621	36	40	38	37	50		91世帯 584人	87 401	87 348	83 304	103 318
桑原	1800頃成立	4戸 砂子又からの分村			7	10世帯 45人		14世帯 107	15 117	16 65	15 54	15 48
東栄								14世帯 68人	8 31	9 31	9 31	8 25
稲崎	石持への移住のため閉村時期 あり					9 68人	13 38	16世帯 97	16 88	16 66	17 50	19 65
入口	野牛から分村（2から3戸）				10戸 90人	56 418		138世帯 729	125 492	125 468	122 397	46 126
古野牛川	天保9（1838）年漁業争いのため入口 から移住				34 205人			56世帯 442	62 308	64 284	73 281	84 297
野牛	19戸 164	26	28戸 158	23	26	42		55世帯 320	55 199	47 182	44 134	128 375
尻屋	25戸 190	27	17	28	29	48		106世帯 478	200 577	165 764	133 600	105 447
尻勞	27戸 166			33	33	87		128世帯 737	146 868	147 638	148 566	166 495
岩屋	10戸 63	16	21	24	24	60		107世帯 439	145 600	95 464	83 370	82 315
裴部	6 岩屋から分村	8		9	26			44世帯 68	46 27	76 176	30 151	27 73
小田野沢	19戸 189	22	12	26	31	87	109	154世帯 784	234 881	287 1094	325 1099	353 1159
猿ヶ森	15戸 110	1	12		16	25		32世帯 108	24 240	20 103	18 71	22 61
下田代	9戸 猿ヶ森から分村	6	8		9	12		13世帯 79	16 97	15 61	7 76	13 29
上田代	上下田代で一集落（砂子又からの分村）	6	6戸		11		20	18世帯 91	15 160	9 157	9 91	15 38
砂子又	40戸 335	13	18	22	22			52世帯 179	50 330	49 218	53 193	136 192
白糠	34戸 250	37	37	51	56	233		370世帯 1535	424 2302	430 1830	438 1487	493 1340
老舗		10	10	31	33	110		179世帯 800	231 1173	277 1173	632 1044	358 988
鹿橋	10戸 蒲野沢からの分村	28	30		26	35	50	61世帯 387	56 405	57 265	56 234	60 199
石持	8戸 蒲野沢からの分村	21	24		35			83世帯 253	83 556	71 349	69 296	83 247

（「東通村史 歴史編Ⅱ」1999、「東通村統計資料2004」 笹沢魯羊「東通村誌」（1964）等より作成）

東通村役場庁舎はむつ市田名部におかれていた。これは各集落間の交通網よりも、各集落から田名部への道路のほうが整備されていたこともその理由の一つであったと言われている⁽⁷⁾。また、従来各集落では戸数の増加を回避するために分家を田名部にだすことも多かった。

平成19年（2007）3月末日現在の東通村の人口は7745人、世帯数は2671世帯であり、一世帯あたり約2.9人となっている。昭和38年（1963）の世帯数2017、人口12923人、一世帯あたり約6.4人と比較すると、世帯数の増加に反して人口は約40%減少し、一世帯あたりの人口も約半減している。

上記のように、藩政期以来の12集落からの分村と戦後の入植・開拓による集落によって現在の29集落は成立しているが、戦後の入植は引揚者による当地での人口増加への対応策の一つであり、分村は本村からの分家分出という形で成立した地区が多かった。例えば、目名から分村した向野は、目名本村内での分家が難しいので、本村居住戸の次三男が分家した地区である。このような当地での戦後の分村や開拓村は、その後も現在に至るまで人口や世帯数の増減はあっても行政地区として存続してきている。表（1）で見られるように、戦後成立した6集落（早掛平・向野・豊栄・石蕨平・一里小屋・東栄）のなかで世帯数が減少しているのは2集落のみであり、そのうちの豊栄での減少数は1世帯にすぎない。人口に関しては、既述のように東通村では昭和38年以来の減少傾向にあるが、そのなかでも向野では昭和38年以来の人口が増加しているし、小田野沢と砂子又では人口は微減であるが世帯数は大幅に増加している。向野はむつ市に地理的に近いことが人口増加の要因としてあげられるかもしれないし、砂子又の場合は当地への村役場移転とその後の住宅建築の影響が考えられる。ともあれ、ここで注目しておきた点は、戦後今日に至るまで、当地では少なくとも表（1）に掲げられた29集落のうち廃村になった集落がないことであろう。確かに人口が30名以下の集落もあるが、それでも一行政地区として機能しているのである。

周知のように、昭和38～39年には下北半島を対象とした「九学会連合調査」が行われたが、この調査以前にも同半島に関心をもっていた竹内利美は「下北は半島というより、むしろ島といったほうがよい。四面に海をめぐらし、津軽海峡に突出しているこの地では、海の「なりわい」が主であり、その開発もまた早かったとみられる」としつつ、近世においては「農耕一本に活きることは望むべくもなく、漁業や林業、あるいは馬産を組み合さって、かろうじて、生活は支えられてきたのである」⁽⁸⁾としている。つまり、藩政期から当地の林業、水産業、そして馬産、農耕に関心をむけていた。

このような指摘に対して、次に昭和35年（1960年）以降の15歳以上の産業別就業人口の推移を見てみよう。下記の表（2）での第2次産業には鉱業、建設業、製造業、第3次産業には「電気、ガス、水道業」、「運輸・通信業」などをも含むが、本稿では第三次産業については「卸売・小売・飲食業」と「サービス業」の人数のみを明示し、他は「その他」に一括した。「人口比」は15歳以上の全労働人口に対する比率である。

表（2）15歳以上の産業別就業人口（Aは卸売・小売・飲食業 Bはサービス業）

	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	
第1次産業	農業	3587	3010	2543	1710	907	883	660	416	294	325
	林業	117	77	59	66	97	73	78	81	64	32
	漁業	1337	1109	966	989	697	973	856	705	612	799
	計	5041	4196	3568	2765	1701	1929	1594	1202	970	1156
人口比		38.6	37.6	33.2	27.2	17.1	19.9	18.1	14.9	12.2	14.4
第2次産業	鉱業	417	377	248	171	165	150	133	120	125	100
	建設業	71	163	364	532	918	733	733	1018	1080	828
	製造業	55	64	98	132	337	271	271	289	289	243
	計	543	604	710	835	1420	1154	1344	1427	1427	1171
人口比		4.2	5.2	6.6	8.2	14.2	11.9	15.3	17.7	17.9	14.6
第3次産業	A	178	170	210	251	329	335	349	359	400	443
	B	268	295	373	402	498	427	447	492	666	747
	その他	96	117	111	155	225	394	320	365	328	356
	計	542	582	694	808	1052	1156	1116	1216	1394	1546
人口比		4.1	5.0	6.5	7.9	10.5	13.1	12.7	15.1	17.5	19.2
村内人口		13069	11660	10735	10174	9975	9675	8794	8045	7975	8042

（「1963年村勢要覧」「2004東通村統計資料」「2007年度東通村統計資料」より作成）

昭和35年（1960）以前の産業別就業人口については、区分方法が異なるので単純な比較はできないが、昭和25年（1950）、昭和27年（1952）、昭和31年（1956）の「産業人口」は以下の表（3）・（4）のように掲載されている。

表（3）産業人口（1950年1月1日現在）（1950年東通村勢要覧）

	労働人口 20-60	推定失業 人口	有業 人口	産業別人口						
				農業	水産	鉱業	建工	運輸通信	自由	その他
合計	4648	251	4397	2942	1070	81	55	24	242	
比率	42.9	2.3	40.5	66.4	24.3	1.8	1.2	0.6	5.7	

表（4）産業別人口及び戸数

	総数		農業		水産業		工商業		給与者		その他	
	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口
1952年	1645	10527	767	6132	537	3731	43	44	192	42	106	578
1956年	1720	11251	711	5815	696	5107	88	20	162	25	63	284

（上段の数字は「東通村勢要覧1953」、下段の数字は「村勢要覧1957年版」より）

昭和25年（1950）の産業別人口欄に記載されている数字の合計と「有業人口」や「労働人口」とは一致しないので、若干資料の信憑性には欠けるが、総じて経年変化の趨勢は読み取れる。すなわち、平成2年（1990）までは他に比して第一次産業が多く、昭和55年（1980）まではそのなかの農業人口が最も多かったが、その後は漁業人口が一定数を占め、平成17年（2005）でも建設業につぐ799人となっている。しかも、この人口は昭和55年（1980）以降現在まで一方的な減少傾向を示しているのではなく、増減を繰り返している様子が窺える。例えば、農業人口と漁業人口は1952年と1956年にピークを迎え、その後は一貫して減少傾向にあるが、農業人口が過去50数年の間に約20分の1に減少しているのに対して、漁業人口は約84%の減少にとどまっている。そのため昭和60年（1985）以降は漁業人口が農業人口を上回っている。第一次産業人口は昭和31年（1956）から平成17

年（2005）にかけて約10分の1に減少しているが、このような漁業人口の推移は本村において漁業のしめる比重の高さをあらわしている。

他方で明治期以降の下北半島の多くの林野が国有化されたことはよく知られている。平成18年（2006）の東通村では総森林面積は23631ha、このうち国有林面積は8946haで約38%であったが、この数字は昭和35年（1960）の46%と比較すると低下してきている。昭和35年のデータを利用していた当時の竹内利美は前掲書において、「国有林の存在は下北経済にかなりの影響を与えている。立木処分や製品販売をめぐる木材業の存立、あるいは賃金労働源としてその役割は軽視できないところではある。しかし、労賃源としてもそう高い評価はできず、地元町村への交付金も知れたものである。…広大な土地に比して、その地元経済への還元度は、そう高いとはけっしていえないであろう」⁽⁹⁾と述べていた。

こういった林業への竹内の評価は前掲の表（2）での昭和35年（1960）の林業への就業人口にもあらわれていよう。しかし、昭和35年以降の林業就業人口の推移をみると、その減少率は農業人口と漁業人口でのそれの中間に位置している。さらに、その実数は少ないが、昭和45年（1970）から昭和55年（1980）にかけて、そして昭和60年（1985）にはいったんは減少するがその後平成2年（1990）と平成7年（1995）にはわずかであるが増加している。この増加の原因をここで考察することは難しいが、東通村での各集落の共有林野との関連もあり得るかもしれない。旧来の集落だけでなく、戦後の入植集落の石蕨平、東栄においても一定面積の共有林野が見られるからである⁽¹⁰⁾。

2. 漁業と漁業地区

（1）下北地方の漁業

まず下北地方での各町村の漁業の様子を主として「漁業センサス」から概観してみる。第5次漁業センサスは昭和48（1973）年に実施されているが、これ以降のセンサスを利用し、各町村での漁獲

高と漁業経営体数の推移を整理すると表（5）のようになる。過去30年間に、1990年代での微妙な変化はあるが、概ね経営体数は漸次減少してきている。減少率が最も高いのは佐井村の約40%、最も低い減少率は東通村の約25%であり、平均約30%の減少率である。経営体数での特徴は東通村と脇野沢村の差異であろう。当初より東通村ではその数は最も多く、脇野沢村では最小であり、この傾向は近年にいたるまで継続している。

表（5）下北半島の各町村での漁業経営体数と平均漁獲金額

センサス	5次	6次	7次	8次	9次	10次	11次	
西暦年	1973	1978	1983	1988	1993	1998	2003	B
風間浦村	99	119	146	216	340	373	259	67.7
	403	382	477	390	348	282	273	
脇野沢村	229	918	306	792	851	607	628	70.7
	92	93	100	85	87	74	65	
大間町	100	139	309	304	492	400	479	67.9
	820	762	697	680	607	656	557	
大畠町	1082	4070	3567	2496	2736	2290	1647	72.7
	216	184	180	181	166	155	157	
川内町	178	242	1003	1143	635	705	389	69.4
	147	149	99	104	97	85	102	
佐井村	95	126	181	216	271	253	239	60.6
	432	445	416	390	356	315	262	
東通村	66	139	332	460	735	455	432	75.0
	1073	839	988	887	808	844	805	
A	3183	2854	2957	2717	2469	2411	2221	69.8

(上段は一経営体の平均漁獲金額（万円）、下段は経営体数、Aは経営体数の合計、Bは1973年の経営体数に対する2003年の経営体数の百分比)

平均漁獲金額の推移を見てみると、1973年以来上昇を続け、1988年から1998年にかけてどの町村でも最高値を示したが、以後は減少に転じた。しかし、1973年と2003年を単純に比較すると、全ての町村で増加しており、大畠町と東通村を除けば、約2～3倍に上昇している。東通村と大畠町は両極端を示しており、前者は約6倍に高騰し、後者は約1.6倍にとどまっている。しかしながら、大畠町の場合は、1973年当時の平均漁獲金額がすでに他の町村を圧倒していたので、それ以後の増加率が低くても2003年のそ

れは他の町村よりも高い。

東通村の場合はこの平均漁獲金額の高騰とともに、経営体数の多さも注目されるべき現象である。1973年に1073経営体であり、2003年には805経営体と減少しているが、1973年以降下北半島の各町村では最も多い経営体数を維持してきている。他方で一経営体の平均漁獲金額をみてみると、東通村では1973年には66万円であり最低値であったが、以後は上昇してきている。平均漁獲金額は1993年に川内町以外は最高値を示し、以後は漸次減少してきている。

表（6）・（7）で、1998年と2003年のこれらの町村での漁獲金額別の経営体数をみてみよう。まず、東通村では半数以上が30万円未満の経営体であることが知れる。東通村では（a）「漁獲金額なし」の経営体が過去約10年間では30から60ほど存在し、（b）「30万円未満」の経営体を含めるとその数は400経営体を超えている。30万円以上から2000万円までの各階層（（c）から（h））には概ねそれぞれ50から60の経営体が分布しているし、それ以上の漁獲高の階層（（i）～（k））の経営体も存在している。特に（j）と（k）の5000万円以上の階層の経営体の存在は東通村以外では大畠町と大間町のみで見られるすぎない。

表（6）町村単位での漁獲金額別経営体数（第10次漁業センサス 1998）

	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
風間浦村	2	32	27	55	54	58	18	28	8	0	0
脇野沢村	0	5	4	7	6	15	22	13	2	0	0
大間町	5	16	6	13	16	23	15	18	19	16	8
大畠町	0	39	49	120	139	165	62	52	28	2	0
川内町	0	2	2	2	12	17	26	23	1	0	0
佐井村	1	26	47	46	78	77	28	7	5	0	0
東通村	34	419	62	69	43	57	59	59	32	6	4

漁獲金額 a : なし b : 30万円未満 c : 30～50万円 d : 50～100万円
e : 100～200万円 f : 200～500万円 g : 500～1000万円 h : 1000～2000万円
i : 2000～5000万円 j : 5000万円～1億円 k : 1億～10億円

表(7) 町村単位での漁獲金額別経営体数 (第11次漁業センサス 2003)

	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
風間浦村	0	22	23	59	62	69	20	2	5	0	0
脇野沢村	0	5	4	5	7	15	16	8	5	0	0
大間町	3	16	13	22	15	23	17	15	12	15	6
大畠町	0	30	41	79	109	150	60	56	28	4	0
川内町	0	3	2	6	21	40	26	4	0	0	0
佐井村	1	22	23	59	62	69	20	2	5	0	0
東通村	60	369	55	58	34	64	57	66	33	5	4

大間町では(d)～(f)までの階層が中心であり、これらの階層に半数以上の300から400の経営体が集まっている。このような一定の階層に偏在する傾向は風間浦村、川内町、佐井村、大畠町でも見られ、風間浦村、佐井村、大畠町では(d)から(f)、川内町では(e)から(g)の階層に偏在している。このように見てくると、東通村での経営体数の多さとその過半数が下位の階層に偏在している傾向は他の町村と比較しても大きな特徴となっている。

次に東通村での漁業の様子を述べてみよう。東通村では津軽海峡に面する石持、古野牛川、入口、稲崎、岩屋の5集落と、太平洋側の尻屋、尻労、小田野沢、白糠、老部、猿ヶ森の6集落、内陸部の磐部、大利、下田代の3部落の居住者が現在漁業を営んでいる。これらの集落のうち古野牛川と稲崎、入口は野牛地区として、岩屋と磐部は岩屋地区として、そして白糠と老部は白糠地区として、それぞれ「漁業センサス」上は一括されている。この「漁業センサス」上の各地区と猿ヶ森地区には、それぞれ一漁協が成立しており、当村には合計8漁協と1内水面漁協（「老部川内水面漁協」）がある。老部川内水面漁協以外の各漁協はそれぞれの港湾施設を有しているが、猿ヶ森漁協にはそれがない。猿ヶ森の前浜では「防衛庁下北試験場による射撃訓練が行われていて、海岸から沖合500メートルまでが制限海域になっているからである。…そのため隣接地区の尻労漁港に漁船を停泊させ、そこから出漁し、漁港まで車で通勤している。従って。水揚げ場は尻労漁港、白糠漁港、小

田野沢漁港が主となる」⁽¹¹⁾。「漁業センサス」での漁業地区としても猿ヶ森地区は存在せず、石持、野牛、岩屋、尻屋、尻勞、小田野沢、白糠の7地区別の各種の集計がなされている。

東通村での明治期以降の漁業の歴史については、主として笹沢魯羊『東通村誌』に依拠して概述しておこう⁽¹²⁾。まず漁船に関しては、藩政期には丸木船であったが、「明治十四年二月下北郡役所調によれば、東通在に、地曳網用に船が弐拾弐艘、雑網用の船が百弐拾三艘、釣用の船が三百八拾壹艘、合計五百弐拾六艘があった」。ついで大正時代に入ると、白糠の伊勢田直吉が静岡県から発動機船を購入したのが当村で最初の動力漁船である。そして「村内現有の動力漁船は左の百八拾三艘となった。外に無動力船壹千五拾四艘あるが、主として磯物採取に使われる磯舟である」。

魚種に関しては、鰯、鰆、鮪、鰐、そしてイカや鮑、昆布などが主たる漁獲物であった。鰯については、かつては春彼岸の頃から沿岸まで回遊することがあったが、「明治廿九年四月二日から岩屋に鰯が群来て、二日三日の両日に約三百石の漁獲をした」のが最後であったという。鰆漁も藩政期から下北半島全体で盛んであったが、「宝暦10年（1760年）南部藩が檜山の制度を改革するに際し、榎夫の失業対策として、鰆漁を大きく取り上げ藩費をもって房州から漁師を雇入れ技術の普及に当たらせ」た。そして「安永年間（1772年～1780年）盛岡から、寛延3年（1750年）水沢から改良網が到来し、又鰆漁が豊漁で、各浦1000釜のメ糟をたいたと伝えられ」ており、当時から「メ糟は下北半島漁村第一の物産であった」⁽¹³⁾。明治期以後も鰆漁は継続したが、大正時代から昭和初期にかけて回遊が見られなくなり漸次衰退していった。また、鮪漁や鰐漁も明治期から本格的にはじまったが、いずれも大正時代には不振にあえぎ衰退していった。

そのなかで現在にいたるまで隆盛を誇っているがイカ釣漁である。「明治十五年調に漁期は八月から十月迄にて、柔魚釣舟は弐人乗五拾艘あつて、鰯弐千百八拾七斤半、この価格弐百四拾弐円五拾

銭を生産したとある。…而もこの鰯は全部白糠の生産であった」と記されている。従って当時は白糠でのイカ漁が中心であったが、その後も下北半島一帯でイカの漁獲高は増加したようで、大正15年発行の『下北郡地方誌』によれば「水産額は二百二十六万余圓である。内譯にて柔魚は水産物の筆頭第一位で六十二万五千圓である」⁽¹⁴⁾とされている。しかし、イカ漁が今日のように盛んになった大きな理由の一つは「昼イカ」漁であろう。これは1970年頃から尻労漁協内部で始められたものである。「昼イカ」漁は燃料費の節約などのメリットもあり、1973年頃にはソイ・ヒラメ釣りの合間になされていたが、その後千葉県や青森県深浦町などでの研修を経て本格的な操業が開始された。「当初、昼イカ釣操業をしていたのは尻労と尻屋地区だけであった。昼イカ操業の良さがわかると、昭和55年（1980）頃からは東通村の白糠、そして今まで夜イカ操業を実施していた野牛、岩屋からも出漁するようになった」⁽¹⁵⁾。表（8）は東通村の最近8年間のイカ釣漁業による漁獲量と漁獲金額であるが、見られるように、全体の漁獲高の40%前後はイカ釣漁業によるものであり、本村漁業のそれへの依存度は大きい。

表（8）東通村いか・あわび漁獲量及び漁獲金額（上段kg、下段千円）

年度	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
い　か 釣漁業	1652517 675569	2992590 1001137	4279743 1166613	4052236 977811	4690440 1231056	4459014 1227483	5446120 1652294	5621865 1426793
あわび	10158 57880	8345 45829	12641 73047	11718 78685	13426 81577	15969 109172	22805 165813	18283 139267
昆　布	894433 164552	1466339 429100	223975 62560	1062388 295344	1135818 171048	324654 85354	763523 185031	547742 93349
全漁獲高	7384806 3062557	8407939 3406048	9498994 3662480	9771918 3152541	10096696 3413872	9179090 2996066	10503288 3668816	9788044 3089179

鮑についても、「明治十五年調に捕獲は十月から一月迄、採捕の船数は壱人乗三百式拾艘にて、乾鮑壱万四千式百八拾三斤、価

格式千六百八拾三円七拾八錢弐厘とあり、同廿二年調には乾鮑岩屋五百四拾貫壹千弐拾円、尻屋壹千四拾貫壹千八百八拾三円、尻勞八百四拾八貫壹千四百八拾五円、小田野沢百七貫目七拾円、白糠壹千八百六拾貫目弐千六百七拾三円とある」と記されているが、これによると当時の鮑による漁獲金額は前記のイカ漁によるそれと比較するとかなり高額であり、しかも東通村全体で採捕されていたことがうかがわれる。最近では鮑の漁獲高はさほど多くないが、単価はイカよりもかなり高額であり、小田野沢漁協や白糠漁協では区画漁業権のもとで鮑の養殖業も営まれている。

昆布や布海苔も藩政期から採捕されており、特に尻屋や岩屋の昆布は次のように良質であったと記録されている。「尻屋、岩屋に産する昆布を佳品として、献上昆布、御菓子昆布など、称した。昆布は土用中に採取したもので、代官所にて棹おろしの日を定めて触れを出し、その日から外海一帯の村々で昆布採を始めた。尻屋村の昆布刈には代官又は代理の役人が見分に出張して、刈取総高の内三分を藩に収納し、残りの七分を村一統に下渡した」。最近でも当村の昆布の採取量・金額は高く、青森県内でも常に上位を占めている。布海苔は明治時代には尻屋、尻勞、岩屋、白糠で採取されていたことが報告されているが、その収量の割合は明治20年では全体の4.8%であったという⁽¹⁶⁾。

(2) 東通村の漁業地区

既述のように当村では7漁業地区に分けられ、8漁協、1内水面漁協が存在している。そこで次には各漁協の組合員数について述べよう。各漁協の組合員数を表示したものが表（9）である。猿ヶ森漁協以外は1977年と1996年、2001年、2006年の数字であるが、全体の合計は表（10）に示した。表（10）によれば1977年と2006年の組合員総数はほぼ同数であり、その間に急増・急減期を経験しているが、正組合員は微減し、准組合員が増加している。1996年から2001年にかけては正組合員は微減し、准組合員は増加

したが、以後の5年間では双方とも急減している。この10年間の推移は前半で一定数の正組合員が準組合員に移行し、その後半の5年間では組合員数自体が減少した。しかし、これを漁協別に見ると、白糠漁協での組合員の増減がきわどっており、先の急増・急減の多くはこの漁協での組合員数の動向によって左右されていたといつても過言ではない。他では尻屋漁協での組合員数の増加が見られる一方で、小田野沢漁協での減少が目立っている。しかし、2006年以降も尻屋漁協では正組合員数は増加したままであり、小田野沢漁協では減少傾向が続いている。白糠漁協でのような変動は見られない。これら以外の漁協では小田野沢漁協ほどではないが、おむね減少傾向が見られる。さらに尻屋漁協や岩屋漁協、猿ヶ森漁協では准組合員はほとんどなく、他の漁協でも野牛漁協以外では正組合員数が准組合員数を大きく上回っていることが注目されよう（ただし、後述のように、2008年度の石持漁協では准組合員数が正組合員数を上回った。）

表(9) 各漁協ごとの組合員数（「村勢要覧」）

漁協	年次	正組合員	準組合員	組合員数	漁協	年次	正組合員	準組合員	組合員数
白糠	1977	481	84	565	岩屋	1977	89	0	89
	1996	1357	214	1571		1996	81	0	81
	2001	1270	309	1579		2001	84	0	84
	2006	536	129	668		2006	86	0	86
尻屋	1977	58	2	60	尻労	1977	119	1	120
	1996	77	0	77		1996	121	24	145
	2001	79	1	80		2001	105	39	144
	2006	74	0	74		2006	110	29	139
石持	1977	102	0	104	小田 野沢	1977	309	10	319
	1996	88	5	93		1996	264	39	303
	2001	42	48	90		2001	281	23	304
	2006	88	3	91		2006	225	29	254
野牛	1977	141	54	195	猿ヶ森	1977	58	0	58
	1996	95	103	198		2006	49	2	51
	2001	105	90	195					
	2006	105	95	200					

表（10）組合員数の合計
(1977年と2006年は猿ヶ森漁協を含む)

	正	准	計
1977年	1357	151	1508
1996年	2083	385	2468
2001年	1966	510	2476
2006年	1273	287	1560

漁業地区ごとの漁獲金額別経営体数を示したもののが表（11）～（14）である。前項で述べたような、東通村の階層分化の傾向をもっともよく示しているのは白糠地区である。前掲の表（6）・（7）と比較すると、東通村での漁獲高30万円未満の下位2階層（（a）と（b））に属する経営体の75%以上は白糠地区の経営体である。白糠地区内に限定してもその2階層の経営体数の比率は過去20年間で常に全体の60%～80%を占めていたが、他方で上位3階層（漁獲高2000万円以上の（i）・（j）・（k））の経営体も少数であるが存在していた。この白糠地区に近い階層分布傾向を見せてているのが岩屋と最近の小田野沢であろう。下位2階層の経営体が岩屋地区では40%前後を占めているし、2003年の小田野沢地区では60%以上であった。小田野沢ではこの下位階層の経営体が1998年から急激に増加している。また、岩屋では上位3階層の経営体は、1993年をのぞけば存在していない。

表（11）漁業地区別漁獲金額別経営体数（第8次漁業センサス 1988）

地区 \ 金額	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石持	0	1	0	6	24	8	4	1	2	0	1
野牛	0	15	4	5	2	6	14	14	8	1	1
岩屋	17	11	13	13	11	13	10	3	0	0	0
尻屋	0	0	0	0	1	2	15	22	1	0	1
尻勞	1	19	2	2	0	8	22	0	2	0	3
小田野沢	0	4	2	4	2	7	0	0	1	1	0
白糠	4	354	74	30	19	47	18	2	6	3	0

（漁獲金額 a～k は表（6）に準じる、以下の表も同じ）

表 (12) 漁業地区別漁獲金額別経営体数 (第9次漁業センサス 1993)

地区 \ 金額	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石持	0	0	23	3	2	4	4	3	3	0	0
野牛	0	0	2	0	3	4	6	10	17	2	0
岩屋	0	41	7	8	5	11	4	8	2	0	0
尻屋	0	0	0	1	0	5	8	23	4	0	1
尻勞	0	0	0	1	2	6	11	9	2	2	5
小田野沢	0	7	2	15	14	25	9	0	0	2	0
白糠	10	278	61	38	21	41	17	7	5	3	1

表 (13) 漁業地区別漁獲金額別経営体数 (第10次漁業センサス 1998)

地区 \ 金額	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石持	1	9	8	5	0	8	2	2	3	0	0
野牛	0	3	0	5	2	2	8	13	9	3	0
岩屋	20	11	11	6	9	11	7	7	0	0	0
尻屋	0	0	0	0	1	4	16	17	2	0	0
尻勞	0	0	1	2	1	6	10	4	4	2	3
小田野沢	3	22	6	26	13	8	1	1	3	0	0
白糠	10	374	36	25	17	18	15	15	11	1	0

表 (14) 漁業地区別漁獲金額別経営体数 (第11次漁業センサス 2003)

地区 \ 金額	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石持	0	7	4	4	3	5	5	6	1	0	0
野牛	0	1	0	1	3	5	6	13	15	2	0
岩屋	14	29	8	7	9	7	4	8	0	0	0
尻屋	0	0	0	0	0	4	11	22	2	0	1
尻勞	0	1	1	4	1	11	10	4	4	1	3
小田野沢	0	52	4	2	10	11	0	1	0	1	0
白糠	46	279	38	40	8	21	21	12	11	1	0

これに対して上位 3 階層の経営体が比較的多い地区は野牛と尻勞であろう。双方とも全経営体数はさほど多くはないが、1993年以降の上位 3 階層に属する経営体の比率は20%以上である。しかし、この二地区では中位の上階層 ((f) ~ (h)) に属する経営体がもっとも多いことも注意しておきたい。石持については、1988年には中位の下階層 ((c) ~ (e)) の経営体が多かったが、後に

は下位2階層に分布が傾斜するも、上位3階層の経営体数はおおむね変化はない。しかし、総数はやはり減少している。尻屋では、中位の上階層の経営体が一貫して多く、総数の80%以上を常に占めてきた。特に過去20年間では下位2階層に属する経営体は皆無であり、中位の下階層にも1経営体が存するにすぎない。このことは各経営体間での階層分化がなく、しかもほぼすべての経営体が一定の漁獲高をあげていることになる。このことは他地区には見られない現象であり、当地区の特色といつてもよい。これは特に白糠地区ときわだった対称性を示していることになろう。

次に1973年以降の漁船使用からの階層別経営体を各地区ごとに表示してみよう（表（15）～（18）参照）。各表の最下部には平均漁獲金額も示しておいた。この平均漁獲金額を見ると、1973年から2003年にかけてすべての地区で上昇しているが、その上昇率で大きな差異が見られる。最も大きな上昇率を示しているのが尻勞であり、1973年と1998年を比較すると約90倍である。同様に他地区を見てみると、尻屋は約18倍、野牛は約14倍、小田野沢は9.7倍、白糠は2.9倍、石持は9.7倍、岩屋は約3.5倍となっている。

上昇率の低い白糠と岩屋では「漁船非使用」・「無動力船」・「1㌧未満」の動力船使用の経営体の割合が大きい。このことは既述のように、白糠・岩屋では漁獲金額では下位2階層の経営体が多いという傾向と符合しよう。この両地区では、他と異なり最近になると「漁船非使用」が増加していることも特徴の一つである。その一方で、白糠では小型定置網漁を行う経営体が増えてきていることが注目されよう。両地区に近い傾向を示しているのが小田野沢であるが、この小田野沢では1983年から1993年までの10年間に経営体数が170から74に半減し、半減後には「1㌧未満」の動力船使用の階層に主力が移行している。

尻屋、尻勞、石持、野牛では従来は「漁船非使用」から「1～10㌧未満」までの階層に経営体が集中していた。そのなかでも尻屋は「1㌧未満」から「5～10㌧」の階層への集中度が近年になる

ほど高くなっているが、より詳細に見ると1973年には「3トン」未満の漁船使用が多かったが、その後は「3トン」～「10トン」未満の動力船使用の経営体が多くなってきている。先の漁獲高においても見られたように、経営体間での格差がさほど生じないことが尻屋での特徴の一つとなっていたが、使用される漁船にもそれが表れているということになろう。

野牛では「漁船非使用」や「無動力船」の階層の経営体が1973年には57あったが、1983年以降はなくなっている。他方で「3トン」以上の漁船を使用する経営体が一定数出現してきている。当地区では総じて上位階層への移行がなされてきたことは尻屋と同じであるが、当初の経営体間の格差が近年でもそのまま持続していると言えよう。石持は1973年には「1トン未満」か「無動力船」のみであったが、以後「1トン」以上の動力船使用の経営体が出現するが、その数は限られており、2003年時点でも小田野沢と同様に「1トン未満」漁船使用の経営体が多い。

尻労では経営体数が1973年から1983年にかけて半減し、それとともに漁船非使用や無動力船使用の経営体はほぼ消滅している。使用動力漁船の階層分布では1973年には「3トン」未満の漁船が大部分を占めていたが、1983年以後は「3トン」以上の漁船使用の比率が上昇し、1993年、2003年にはその経営体数は動力船を使用している経営体のなかでは半数をこえている。さらに、ここでは1983年以来の「大型定置網漁」を営む経営体の出現が一つの特徴となっている。先の平均漁獲金額の推移もこのこととの関連が推測される。

下北地方における法と共同性（林）

表（15）経営体階層別経営体数（第5次漁業センサスから作成 1973年）

地 区	白糠	小田野沢	尻労	尻屋	岩屋	野牛	石持	小計
総 数	523	169	96	40	86	99	60	1073
漁船非使用	77	16	15		1	4		233
無動力船	274	101	43	8	21	53	1	520
1 ^丁 未満	100	49	11	2	40	10	59	252
1～3 ^丁	24		22	22	21	23		93
3～5 ^丁	31		3	7	2			41
5～10 ^丁	4		1	1				6
10～30	6							6
30～100	3							3
100以上								
小 計	168	49	37	32	63	33	59	401
小型定置網	4	3	1		1	7		16
大型定置網								
平均漁獲金額	58	39	68	152	62	136	49	66

表（16）経営体階層別経営体数（第7次漁業センサスから作成 1983年）

地 区	白糠	小田野沢	尻労	尻屋	岩屋	野牛	石持	小計
総 数	543	170	38	41	87	56	53	988
漁船非使用	70	44						114
無動力船	173	1	1		21			196
1 ^丁 未満	177	121	13	7	39	12	40	409
1～3 ^丁	40		9	4	8		3	64
3～5 ^丁	67	2	11	25	12	17	3	87
5～10 ^丁	3		1	4	1	17	1	27
10～30						3		4
30～100								
100以上								
小 計	237	123	34	40	60	49	47	591
小型定置網	13	2	1	1	6	7	6	45
大型定置網				3	1			4
平均漁獲金額	157	169	2647	1015	235	725	214	332

表 (17) 経営体階層別経営体数 (第9次漁業センサスから作成 1993)

地 区	白糠	小田野沢	尻勞	尻屋	岩屋	野牛	石持	小計
総 数	482	74	38	42	86	44	42	808
漁船非使用	248			1	8			257
無動力船	47	1	1		8			57
1t未満		57	5	7	38	1	28	229
1~3t	93	3	1	1	7	1		21
3~5t	8	3	17	23	13	16	4	142
5~10t	66	1	1	9	2	11		33
10~30	9	1				7		10
30~100	2					1	1	2
100以上								
小 計	281	17	25	41	59	37	33	550
小型定置網	9	7	10		10	8	9	53
大型定置網			3	1				4
平均漁獲金額	207	380	6092	2522	302	1888	465	735

表 (18) 経営体階層別経営体数 (第11次漁業センサスから作成 2003)

地 区	白糠	小田野沢	尻勞	尻屋	岩屋	野牛	石持	小計
総 数	477	81	40	40	88	46	35	805
漁船非使用	293	8		1	25			367
無動力船	12	1			4			22
1t未満	84	55	10	3	31	3	23	202
1~3t	5		3		3			20
3~5t	54	5	14	19	10	17	2	121
5~10t	13	1	1	13	4	15		46
10~30	6			2		5		13
30~100							1	2
100以上								
小 計	162	61	28	37	48	40	26	402
小型定置網	10	12	8	1	9	5	9	54
大型定置網			4	1				5
平均漁獲金額	168	154	2127	1463	219	1658	477	432

3. 漁業協同組合の諸相

本節では東通村での漁協の様子を記述しておこう。既に何度も言及したように、本村では1内水面漁協と8漁協が存在している。一行政村に8漁協も存在している例は珍しく、少なくとも青森県では当村のみである。従って、この8漁協については2001年頃から合併問題が浮上してきていた。2001年12月には8漁協が参加した「東通地区漁協合併研究会」が発足した。4年後の2005年7月には「東通地区漁協合併協議会」に昇格したが、この時に白糠漁協と小田野沢漁協が脱退した。その後これらを除いた6漁協での話し合いが続いたが、2007年10月には協議会自体が解散した。今後は各漁協で近隣の漁協との合併が模索される状態であったが、2008年9月現在で合併した漁協はない。この合併問題が進まない理由はいくつかあるが、各漁協や当該地区の多様性もその一つとなろう。以下では今回の調査で判明した限りでの漁協と共同漁業権の現状を記述していく。

(1) 尻屋漁協

尻屋については戦前には「共産部落」と言われていたように⁽¹⁷⁾、昆布採取に見られる集落統制については著名であり、今まで多くの調査報告書がある。しかし、本稿では現在の尻屋漁協に焦点を絞りたい。そのため、ここでは大正時代末期から昭和初期にかけての当地の様子については、当時の漁業統計を用いた堀経夫による調査報告書の一部を次の表(19)に引用するにとどめたい。見られるように、コンブ、布海苔等の海草類の採取が大きな比重をしめていたことがうかがわれる。

表(19) 魚種と漁獲量

(堀経夫他「青森県尻屋部落経済制度一般」(昭和6年)p.18~19)

	布海苔その他雑海草	昆 布	鮑及雑魚	計
大正14	28975円	8297	24297	61569(円)
15	24975	21217	28975	75167
昭和 2	27492	22250	4875	54617
3	27380	18315	21275	66970
4	22150	1250	21000	44400

近年の尻屋漁協では、500万円～2000万円の漁獲高の階層に経営体が集中する傾向があることは前掲の表(11)～(14)でも明らかであるが、参考までに1970年から現在までの当漁協での漁獲高の推移を表(20)において示しておく。1980年の金額を100とした場合、2005年は172、2006年は224になる（同時期の全国の企業物価指数に従えば、1980年を100とすると2006年は88である）。この間の変動はあるが、明らかに金額は上昇している。

表(20) 尻屋漁協の漁獲高

(数量kg 金額千円、括弧内は指数、「第59年度尻屋漁協業務報告書」より)

年度	数 量	金 額	年度	数 量	金 額
1970	123979	72098(21.3)	2001	1524707	675461(200)
1980	430385	337952(100)	2002	1904459	698390(207)
1985	651958	479186(142)	2003	1566631	596212(176)
1990	1495396	788899(233)	2004	1919162	792231(234)
1995	2029561	865027(256)	2005	1547369	580168(172)
2000	1785228	646716(191)	2006	1330762	757051(224)

現在(2008年)の尻屋漁協の正組合員は79名であり准組合員はない。これらの正組合員は39戸の専業漁家の者である。ここでは1戸1組合員方式はとておらず、1戸から複数の組合員を輩出している。従って、なかには1戸から3人の組合員がでている場合もあるが、その場合も含めて各世代1人という原則は維持されている。つまり、各戸の世帯主、あるいは前世帯主、次世帯主が組合員となっており、複数の兄弟が同一戸から同時に組合員に

下北地方における法と共同性（林）

なることはない。さらに、この39戸は旧来からの家（旧戸）であり、これら以外の家の者が組合員になることもない。

表（21）は2007年度現在の組合員の所有漁船数を示したものであるが、動力船は前掲の表（15）～（18）で見たように10t未満に集中している。イカ釣漁船や一本釣漁船は3tから10t未満の漁船に多く、それよりも小さい漁船は「その他の漁業」用である。表（22）は平成19年度の主要な魚種別漁獲高である。イカ、サケ、布海苔、昆布が主な魚種であるが、サケは定置網漁業によるものである。

表（21） 尻屋漁協での所有漁船（尻屋漁協「第59年度業務報告書」）

		無動力	3t未満	3~5t未満	5~10t未満	10~25t
所有数		33	79	24	13	3
種類別	い　か　釣	0	0	20	12	0
	一　本　釣	0	6	24	12	0
	定　置　漁　業	0	2	0	0	3
	その他漁業	33	77	24	13	0

表（22） 平成19年度尻屋漁協の主要水産物
(尻屋漁協「第59年度業務報告書」)

	数量 (kg)	金額 (円)
い　か	1376687.10	265804754
た　こ	131139.30	68799332
さ　け	113980.70	40206025
成　貝	6011.60	46673151
塩　う　に	1305.54	13382619
干　ふ　の　り	21744.90	53109116
干　こん　ぶ	187204.40	252321898

尻屋漁協が免許を受けている漁業権は以下の表（23）の通りであるが、「東定第11号」の定置漁業は当地在住の9名によって操業されている。また、当漁協の共同漁業権区域への入漁権を、隣接する岩屋漁協と尻労漁協が有している。その回数や時期についてはそれぞれの漁協との取り決めによる。その区域を示したもの

が図（1）である。両漁協の入漁日については、尻屋漁協では布海苔採取日などとともに、年初にたてられる 1 年間の計画のなかに組み込まれてる。表（24）は 2007 年のその年間計画であり、毎年おおむねこの日程にそって採取を行う。この表（24）には尻屋集落での漁協関係以外の行事日程も記されているが、この点は漁協と集落の相互関係を示す事例となろう。

表（23）尻屋漁協の漁業権

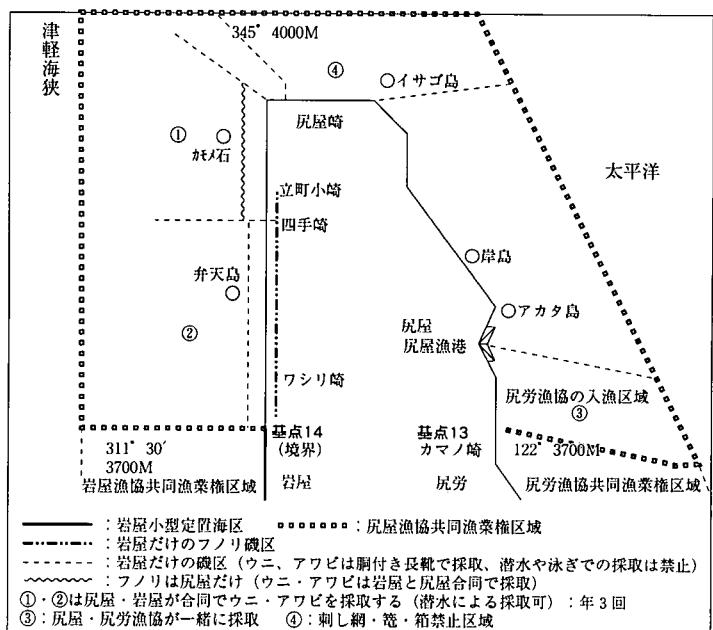
免許番号	漁業種類	漁業の名称
東共第25号	第 1 種 共同漁業	こんぶ・わかめ・あまのり・ふのり・ あかば・ぎんなんそう・つのまた てんぐさ・まつも・ひじき・ちがいそ もずく・あさり・いがい・くほがい たこ・なまこ・うに・ほや・えらこ・ えぞぼらがい
東共第26号	第 2 種 共同漁業	さけ・ます定置 やりいか・こうなご・たなご定置 かれい・ひらめ・たなご底建網 さけ刺網・そい・たなご刺網・かれい・ひらめ刺網 さめ・たら刺網・たこ籠・あいなめ籠
東定第11号	定置漁業	さけ・まぐろ・ます定置漁業

定置漁業（東定11号）は I・N 外 8 名による（平成20年9月1日～平成25年8月31日）
漁業の時期はさけ刺網漁業は9月1日～1月31日、さめ・たら刺網漁業が11月1日～6月30日以外
は1月1日～12月31日。さけ・ます小型定置網は4ヶ統以内、さけ刺網は72ヶ統以内

岩屋漁協や尻労漁協の入漁は日程だけでなく、採取方法や採取区域についての取り決めもなされている。特に岩屋漁協は、図（1）のように、小型定置網の区域や「磯物」採取の区域を認められているだけでなく、尻屋漁協と合同でウニや鮑の採取を行う入漁が1年間に3回認められている。1回目は尻屋崎から四手崎まで、2回目は四手崎から岩屋との境界まで、3回目は尻屋崎から境界（基点14）までをその範囲としている。また岩屋漁協の「磯区」（図（1）での-----の部分）での採取は「胴付き長靴」着用と定められ、潜水や泳ぎによる採取は禁止されている。他方で尻労漁協との磯廻りは③の区域で合同で行われている。従って表（24）での岩屋

下北地方における法と共同性（林）

図(1) 尻屋漁協の共同漁業権区域 (-----内)



表(24)「平成20年度磯廻り及び各団体行事予定表」平成20年2月1日作成

日付	事項	日付	事項
3月9日(日) 3月13日(木) 3月18日(火) 3月22日(土) 3月27日(木) 4月5日(土) 4月6日(日) 4月7日(月) 4月8日(火) 4月9日(水) 4月10日(火) 4月11日(金) 4月15日(日) 4月17日(木) 4月21日(月) 4月25日(金) 5月5日(月)	専有地磯廻り(ノニ取り) 同上 同上 専有地磯廻り(マツモ取り) 同上 専有地磯廻り 尻勞との入合の磯廻り 尻屋小学校入学式 尻屋幼稚園入園式 専有地磯廻り(家族全員) 同上 同上 淡島神社祭典 キッソ赤羽注射 ふのり摘み ふのり摘み	5月10日(土) 5月16日(金) 5月24日(土) 5月25日(日) 6月3日(土) 6月5日(月) 6月6日(金) 6月7日(土) 6月12日(木) 6月17日(火) 6月22日(日) 7月2日(水) 7月7日(月) 7月17日(木) 7月22日(火) 7月29日(月)	第1回目ピロプラズマ予防注射 ふのり摘み ふのり摘み(尻屋小学校大運動会) ふのり摘み ふのり摘み 節句用ウニ取り 同上 第2回ピロプラズマ予防注射 岩屋入合の磯廻り(尻勞入合) 同上 同上 岩屋:尻勞両組合入合の磯廻り 岩屋:尻勞両組合入合の磯廻り 八幡神社祭典

や尻労の「磯廻り」日は予定日であり、これらの日から適宜実際に入漁する1日が決められる。このことは「ふのり摘み」、「専有地磯廻り」、「節句用ウニ取り」についても同様である。

前述のように旧来の尻屋でのコンブ採取にはかなり厳重な規則が課せられていたことはよく知られている。しかし、現在ではその規則の多くが廃止ないしは改正されているが、布海苔、鮑、ワカメなどの採取権者については以下のように規制されている。まず採取できる者は漁協組合員とその家族であることが前提である。他集落に移転ないしは婚出した者、あるいは当集落に居住しても漁業以外の職業についている者、生家の父又はキョウダイが組合員であっても当集落内の婚出先が非組合員の家である場合、これらの者には採取権を認めていない。かつて施行されていた「15歳から72歳まで」という年齢制限、「昆布と鮑の採取は男のみ」という性別制限は現在では行われていない⁽¹⁸⁾。

布海苔採取については、磯を7区に区分し⁽¹⁹⁾、年に7～8回ほど口明けを行う。どの区の口明けを行うかは、当日の朝6時に漁協から有線放送によって知らされる。当該の場所では「三餘会」⁽²⁰⁾の者が「旗係」をつとめ、緑の旗で全員が浜におり、赤の旗で採取を始める。採取にはホタテや鮑の貝殻を利用することが多い。採取時にあらかじめ自らの場所を確保する者が多いので、そのような場所の確保は二カ所に限定されている。かつてはこの布海苔採取時に「磯札」を渡していたが、現在では行われない。

現在当該漁協では鮑に対しての「密漁防止策」が講じられている。鮑は「青森県では9cm以上でないと販売できないが、北海道では7cm以上なら売れる。密漁は主に凧の日の夜に多い」ので、組合員を10班に分け、各班が交代で夜間の見回りを行っている。しかし、このような見回りで密漁が根絶できるわけではなく、また見回りに伴う事故もあるという。

(2) 岩屋漁協

岩屋漁協では1戸1組合員方式を採用し、2008年現在、正組合員は85名、准組合員は0名であるが、女性組合員が8名存在している。岩屋地区では年間の漁獲高が30万円未満の経営体が多かつたが、これは組合員資格が、年間操業日90日以上で「陸上での労働日」も操業日に含んでおり、「会社員でも正組合員になっている」といった事情も影響していると思われる。85人の組合員のうち岩屋居住者は67人であり、他の18人は岩屋の枝村である斐部の居住者である。新規の組合員は10年前までは認めていなかった。これは「過去に2回ほど漁業補償があったので新規加入には慎重になっていた」からであると説明されたが、最近10年間は新規の組合員も認め始めている。

新規組合員には尻屋の共同漁業権区域内での「磯廻り」は認めず、自己の家屋の「前の浜」での採取のみを許可していたが、2008年春の総会ではこの禁止をも廢止した。この「磯廻り」は前述のように尻屋漁協の共同漁業権区域への入漁であるが、この代替に岩屋地区の山林765町1反5畝での植林・伐採を尻屋漁協に認めている。ただ、この入漁によって採取されるウニ、鮑、布海苔などの漁獲高は「全体の数%にすぎない」と言っていた（平成17年度では、岩屋の前浜での採取も含めたウニ、鮑、布海苔の漁獲金額合計は3234万円であり、全体の約15%であった）。

岩屋漁協が免許されている共同漁業権は表(25)の通りであるが、中心はイカ、サケ、タコ漁である。平成17年度のイカ、サケ、タコの漁獲高は約1億8200万円であり、全体の約83%を占めている。イカ釣漁は親子ないしは夫婦で行うが、「6月から12月によくイカはとれ、若い人がやって水揚げがふえているし、タコ漁は1人で行うが、7月から10月は禁漁としている」。サケ漁は小型定置網によるが、現在は5ヶ統が稼働しており、1ヶ統に約3人から5人が従事している。このサケ漁は9月から1月までが操業期間である。

表 (25) 岩屋漁協の共同漁業権

免許番号	漁業種類	漁業の名称
東共第27号	第1種共同漁業	こんぶ・わかめ・あまのり・ふのり・ぎんなんそう・つのまた・てんぐさ・まつも・ひじき・ちがいそ・もずく・あさり・あわび・いかい・かき・うに・なまこ・ほや・えらこ・たこ・ほたてがい・くぼがい漁業
東共第28号	第2種共同漁業	さけ・ます・かれい・ひらめ小型定置漁業、かれい・ひらめ・たなご底建網漁業、さけ刺網漁業、そい・たなご・かれい・らめ・さめ・たら刺網漁業、えぼらぞい籠漁業、かに籠漁業・あいなめ籠漁業
	第3種共同漁業	いわし地びき網漁業

漁業期間：さけ刺網漁業は9月1日から翌年1月31日、さめ・たら刺網漁業は11月1日～翌年6月30日、いわし地びき網漁業は5月1日～12月31日まで、他は1月1日から12月31日まで

(3) 野牛漁協

野牛漁協の正組合員は102名、准組合員は81名である（2008年）。組合員の居住集落は古野牛川、野牛、入口、稻崎にわかれているが、1戸1組合員である。古野牛川はかつての野牛の「番屋」であったが、やがて人々が定住するようになったといわれている。組合員になるには各「部落の一員になることが必要」であるという。

当漁協の免許されている漁業権は表(26)のごとくである。このなかの「ほたて垂下式養殖」は漁協の事業として行っており、図(2)でのように海面を3区に分け、3年サイクルで稚貝を放流している。採捕は組合員から希望者を募って行っているが、漁獲金額としては約600万円（2005年）であり、さほど多くはない。当漁協で高額の漁獲高をしめる魚種はかれい、ひらめ、サケ、あいなめ、イカ、タコなどである（表(27)参照）。スルメイカが最も高額であるが、イカ釣漁は通常は1人か2人で行い、親子、兄弟、夫婦が乗り込む。しかし、基本は親子であり、夫婦で操業するようになったのは「昼イカ」漁になってからである。ちなみにここではコンブ、わかめ等の草藻類の水揚げはない。また、「こい漁業・うなぎ漁業」では野牛川へ稚魚を放流しているが、効果

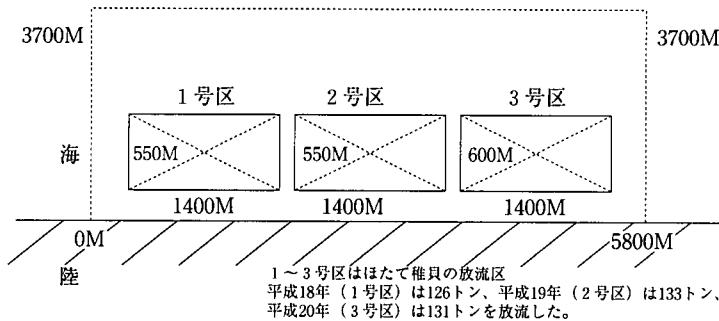
はあまりない。

表（26）野牛漁協の漁業権

免許番号	漁業種類	漁業の名称
東共第29号	第1種共同漁業権	こんぶ漁業 あわび漁業 わかめ漁業 えらぼらがい漁業 たこ漁業 もすそがい漁業 なまこ漁業 ほたて漁業 うに漁業 はや漁業
東共第30号	第2種共同漁業権	さけ・ます小型定置網 やりいか・こう なご・たなご小型定置網 かれい・ひら め・たなご底建網 さけ・かれい・ひら め刺網 もすがい・えらぼらいがい籠・ たこ籠・あいなめ籠 いわし地曳網
内共第35号	第5種共同漁業権	こい漁業・うなぎ漁業
東共第17号	第1種区画漁業	ほたてがい垂下式養殖

漁業期間：さけ刺網は9月1日～1月31日 いわし地曳網は5月1日～12月31日、他は1月1日～12月31日 入漁権：東共第31号（石持漁協）と東共第29号の相互入漁権（こんぶ漁業）

図（2）ほたて垂下式養殖の概略図



表（27）野牛漁協の主要水産物（2005）

	数量 (kg)	金額 (千円)
ばばがれい	30913	24502
さけ	130656	31216
あいなめ	8140	9299
するめいか	1974260	544799
たこ	134233	68081
全体の合計	2334054	718490

野牛漁協では春定置網漁業には7人が参加しているが、その網を入れる場所によって漁獲高も異なってくる。そこで表(28)のようなローテーションを組み、7人の組合員がその網を入れる場所を毎年変えている。さらに他の漁業との重複を避けるための条件や、各漁業権の行使規則についても詳細な規定を設けている。

表(29)は「漁業種類別行使適格表」であり、例えば「1(春定置網漁業)」を営む者は、「6(サケ刺網漁)」、「8(春のたこ箱・籠漁)」、「10(春のあいなめ籠漁)」、「12(春のたこ縄漁)」、「14(春のかれい刺網漁)」は禁じられている。また、漁業権行使規則では各漁業を行う際の道具や網数、さらに捕獲した魚の再放流条件や違反行為への制裁なども規定されている(表(30)参照)。「さけ刺網」や「かれい刺網」は各世帯1ヶ統、つぶ、タコ、あいなめは籠や箱を各世帯200個以内としているが、ここでの特徴は世帯単位での制約を課している点であろう。このような規則を制定した理由は「力の強い者がなんでもやるので、規制をかけた」ためであるという。

表(28) 春定置網順番表(2004年3月4日抽選)

年度 名前	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
A	1	2	3	4	5	6	7
B	6	7	1	2	3	4	5
C	2	3	4	5	6	7	1
D	4	5	6	7	1	2	3
E	5	6	7	1	2	3	4
F	7	1	2	3	4	5	6
G	3	4	5	6	7	1	2

(A B C…は人名 1、2、3、4…は漁場)

下北地方における法と共同性（林）

表（29）2007年度漁業種類別行使適格表

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
1	○	○	○	○	●	○	○	●	○	●	○	●	○	●	○	○	○
2	○	○	○	○	●	○	○	●	○	●	○	●	○	●	○	○	○
3	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	サケ
4	○	○	●	○	○	○	○	●	○	●	●	●	○	●	●	○	○
5	○	○	●	○	○	○	○	○	●	●	●	○	●	●	●	○	○
6	●	●	●	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○	○
7	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	●	●	●	●	○	○	○	○	●	○	●	○	●	●	●	●	○
9	○	○	●	○	○	●	○	○	○	●	●	●	●	○	●	○	○
10	●	●	●	●	●	●	○	●	○	○	●	●	●	●	●	●	○
11	○	○	●	●	●	●	○	○	●	○	●	●	●	●	●	●	○
12	●	●	●	●	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	●	●	○
13	○	○	●	○	●	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○	○
14	●	●	●	●	●	○	○	●	○	●	●	○	○	○	●	●	○
15	○	○	●	●	●	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○	○
16	○	○	●	○	○	○	○	●	○	●	●	●	○	○	○	○	—
17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

1：春定置 2：夏定置 3：秋定置 4：底建網（春） 5：底建網（秋） 6：さけ刺網

7：つぶ籠 8：たこ箱・籠（春） 9：たこ箱・籠（秋） 10：あいなめ籠（春）

11：あいなめ籠（秋） 12：たこ網（春） 13：たこ網（秋） 14：かれい刺網（春）

15：かれい刺網（秋） 16：こうなご敷網 17：鉤突

表 (30) 2007年度漁業権行使条件・規制

漁業種類	規制・条件
春定置	「突き」には標識を放置し、航行の妨げにならない・「突き」鴨居の長さは90cm以内・輪番参加者は休漁中も行使料を納付する。
夏定置	「突き」には標識を放置し、航行の妨げにならない・「突き」鴨居の長さは90cm以内
秋定置	妨藻剤は組合の承認した物を使用・「型入れ」と同時に浮標灯を設置・「のし」はおか側150mを終点とする
底建網(春)	申し込み承認により行使料を納付する・ほたて放流区域の沖とし、標識よりアンカー頭を200m以上離す・名義の貸借は認めない
底建網(秋)	申し込み承認により行使料を納付する・ほたて放流区域の沖とし、標識よりアンカー頭を200m以上離す・名義の貸借は認めない・秋定置網の50m以上の沖側とする。
さけ刺網	1世帯1ヶ統、網の全長は75m以内・申し込み、承認により行使料を納付する
つぶ籠	1世帯200ヶ以内・ほたて放流区域外とし50m以上離す・「小つぶ」は原則放流する
たこ箱・籠(春)	1世帯200ヶ以内・「あいなめ籠」行使者はこの間休漁・ほたて放流区域外とし50m以上離す
たこ箱・籠(秋)	同上
あいなめ籠(春)	1世帯200ヶ以内・ほたて放流区域外とし50m以上離す・28cm以下のあいなめは再放流する
あいなめ籠(秋)	同上
たこ縄(春)	1世帯7伸し以内・免許漁業を妨げない・
たこ縄(秋)	同上
かれい刺網(春)	1世帯3ヶ統とし、網の長さを200m以内・春定置の鴨居の間を認める・ほたて放流区域の200m以上離し沖100m以上のおかを認める
かれい刺網(秋)	同上
こうなご敷網	許可書による・行使料の納付
鉢突	あわびは8月1日～10月31日は禁漁・殻長9cm未満は年間禁漁

共通注意事項

- ①全漁業、下記のサイズのものは再放流する
ひらめ：35cm以内、たこ：3kg以内、まこがれい：20cm以内、あいなめ：28cm未満、混獲したはたて、うに
- ②重大な違反行為があった場合は、理事会の協議により7日間以内の操業停止及び20万円以内の過怠金の徴収
- ③ほたて漁業に重大な妨害・損害を与えた場合は100万円以下の過怠金の徴収
- ④ほたて放流区には刺網・たこ箱籠・あいなめ籠漁業の行使は禁止

(4) 石持漁協

石持漁協はもともとは大利漁業会と石持漁業会であったことからも推測されるように、組合員には石持だけでなく、隣接する大利や稻崎の居住者も含まれている。1戸1組合員方式であるが、2008年現在の組合員86名の居住集落は表（31）のようになっている。ここでは年100日以上の操業が正組合員の条件である。表（32）は当漁協が免許されている漁業権であるが、「昔はコンブが中心であったが、現在は定置網漁業で約70%の水揚げがある」と言われてる。しかし、コンブについては現在も一定量の漁獲高にはなっている（表（33）参照）。

各種の漁業についての規則は、前述の野牛漁協ほどは詳細に規定されていないが、それでも一定の制約は課されている。小型定置網漁業はサケを対象とするものであり、実際には4ヶ統が稼働し、1ヶ統について4～5人が従事しているが、各定置網の位置は過去28年間は固定している。野牛漁協でのようなローテーションを組んでいない理由は「場所によって海の深さが異なり、網の長さもそれによって異なる」からであると説明された。これに対して底建網漁業は35ヶ統稼働し、5人の組合員によって行われている。この底建網の場所は「くじ引き」で決め、図（3）のような配置である。この図での番号は5人の組合員が網を入れる場所を示し、その位置は2年間は同じであるが、その後に再度「くじ引き」を行って網を入れる場所を決める。さらに、以前は1組合員が何ヶ統も操業できたが、15年前から1人7ヶ統とし、共同漁業権区域内では5ヶ統、残り2ヶ統は区域外において認めている（後述参照）。さらに小型定置網漁業従事者と底建網漁業従事者を区分し、双方に従事することを禁じているし、各種籠漁業についても、各経営体ごとに500籠を上限としているが、定置網・底建網漁業従事者は各100籠に制限している。昆布採取については、毎年7月25日頃から口明けをする。この日時は漁協で説明会を開催して決めている。時間は午前5時から午前8時までが多い。組合員やその共住家族

なら誰でも採取でき、人数制限はない。

石持漁協の共同漁業権区域へは隣接する野牛漁協や関根浜漁協（むつ市）の入漁権が、野牛漁協の共同漁業権区域へは石持漁協の入漁権が設定されている。図（4）はこれら3漁協の入漁権を示したものである。図中のA・B・C・Dが石持漁協の共同漁業権区域であるが、Cを除けば隣接二漁協がそれぞれ入漁権を設定しているし、E（野牛漁協の共同漁業権区域）へは石持漁協の入漁権が設定されている。以前はA・B・Dについては全ての魚種についての入漁を認めていたが、2003年以降はコンブのみに制限している。前述の野牛漁協ではコンブ採取に従事する者はほとんどいなかったが、現在の石持漁協においても10人～15人ほどが従事しているにすぎない。「最近は特に若い人がコンブをやらなくなってきた」というが、その理由は、ここでのコンブ採取は船による採取であり、それには「手間がかかるから」ではないかという。

表(31)石持漁協の組合員 表(33)石持漁協の主要水産物(2005)

	正	准
大利	1	23
稲崎*	4	1
石持	26	31
計	31	55

	数量(kg)	金額(千円)
ひらめ	4805	8555
さけ	255726	54011
たこ	37301	15635
昆布	116516	9244

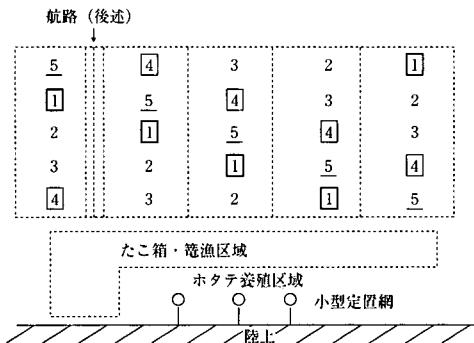
(*稲崎のうち境界の石持側に居住している者)

表(32)石持漁協の漁業権

免許番号	漁業種類	漁業の名称
東共31号	第1種共同漁業権	こんぶ・わかめ・あわび・かき ・ほたてがい・えぞぼらがい・ たこ・なまこ・うに・ほや漁業
東共第32号	第2種共同漁業権	さけ・ます小型定置網・やちいか・ たなご・かれい小型定置網・かれい・ ひらめ・たなご底建網・さけ刺網漁業・ そい・たなご・かれい刺網漁業・えぞ ぼらがい籠・たこ籠・あいなめ籠漁業

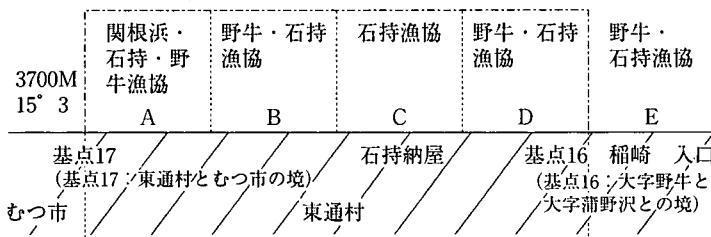
下北地方における法と共同性（林）

図（3）共同漁業権区域の配置略図
(1～5は5人の漁民が底連網を入れる場所を指す)



図（4）石持・野牛・関根浜漁協の入漁権区域

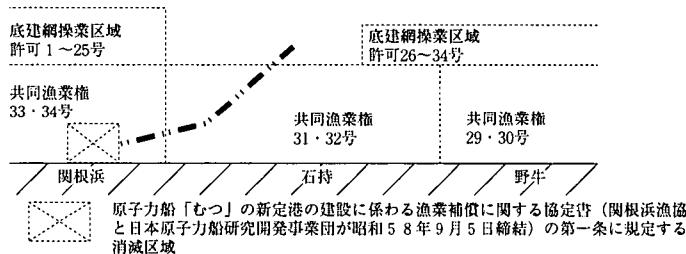
東共31号・32号共同漁業権区域（-----内）



石持漁協の共同漁業権区域内には、図（5）で見るように海洋調査研究船「みづほ丸」及び大型海洋観測船研究船「みらい」等の航路が設定されている。この航路は幅200メートルであり、この区域内では一本釣り漁業は可能であるが網漁業はできない。そこで、当漁協には毎年「航路補償」としての漁業補償（漁業振興対策費）が日本原子力船研究開発機構と海洋研究開発機構からなされている。この漁業補償の対象は当漁協だけでなく、大畑、関根浜、野牛、岩屋、尻屋の5漁協も含まれている。大畑以外の漁協が含まれているのは、これらの漁協が共同して平成5年（1994）まで石持漁協の共漁業権区域内でホタテ養殖のための区画漁業権の免許を受けていたためである。また大畑漁協が参加しているのは、交渉当

時の「政治的判断」によるとされている。さらに前述の共同漁業権区域外での底建網操業区域（1号～25号、26号～34号）が図（5）で見られるように設定されている。これは当該漁協だけでなく、大畠町漁協、関根浜漁協、野牛漁協、岩屋漁協の組合員にも許可されている。毎年各組合員が個人で青森県に申請して許可されるのであるが、当漁協組合員は10ヶ統が許可されている。

図（5）石持漁協の共同漁業権区域の概略図（…が航路）



(5) 白糠漁協

白糠漁協の組合員は白糠の居住者と老部の居住者である。1戸1組合員方式であり、正組合員のための資格は年90日以上の操業である。2007年度の正組合員数は510名、准組合員は157人であり、その集落ごとの内訳は表（34）の通りである。女性組合員は准組合員のうちの白糠居住者60人、老部居住者27人である。しかし、正組合員でも採藻に従事している組合員が多く、そのため前述のように当該地区では年間漁獲高30万円未満の経営体や漁船非使用の経営体が多いという結果になる。

表（35）は白糠漁協が免許を受けている漁業権であるが、「東共第21号・22号」の共同漁業権は隣接する小田野沢漁協との共同の漁業権である。もともと戦前には白糠小田野沢漁業組合が成立しており、その漁業組合には1つの専用漁業権が与えられていた。戦後になってからの水協法のもとで、当該漁業組合が白糠漁協と

表（34）組合員の居住集落

	正組合員	准組合員
白糠	336	99
老部	174	58
計	510	157

表（35）白糠漁協の漁業権

免許番号	漁業種類	漁業の名称
東共第21号	第1種共同漁業権	こんぶ・わかめ・あまのり・ふのろ・ぎんなんそう・つのまた・てんぐさ・まつも・ひじき・あわび・いがい・くぼがい・たこ・なまこ・うに・ほや・えらこ漁業
東共第22号	第2種共同漁業権	さけ・ます小型定置網・やりいか・こうなご・たなご小型定置・さけ刺網・そい・たなご刺網・かれい・ひらめ刺網・さめ・たらこ刺網・たこ籠・あいなめ籠漁業
内共第38号	第5種共同漁業権	あゆ・やまめ・いわな・うぐい漁業
内共第39号	第5種共同漁業権	あゆ・やまめ・いわな・うぐい漁業
東区第15号	第1種区画漁業	あわび垂下式・こんぶ延縄式養殖業

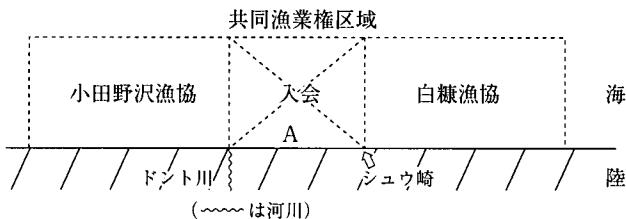
小田野沢漁協に分離したのであり、現在のような2漁協共同で免許されている漁業権は戦前の漁業権を継承していることになる。しかし、実際には一つの共同漁業権区域内でそれぞれの漁協の区域と両者が入り合う区域を図（6）のように決めている。入り合う区域Aではコンブ、鮑、ウニが採取できる。

コンブは8月から12月頃にかけて年に3～4回の口明けを行う。口明けは干潮の時であり、天候の状況もみて行うが、時間はおおむね午前5時から正午頃までである。当地ではコンブ採取は「ひろいコンブ」と漁船での採取の双方の方法がとられている。布海苔は2月から4月にかけて、鮑は11月頃に、ウニも5月から8月にかけて4回ほど口明けをする。これらの口明けには両漁協で連絡をとりあって日時を決めるのである。

現在の主要水産物は表(36)の通りである。専業漁家は白糠62戸、

老部24戸であるが（第10次漁業センサス）、彼らは主としてイカ釣、定置網漁業、一本釣漁業をそれぞれ営んでいる。しかし、なかにはイカ釣漁と一本釣漁の双方を営む漁家もいる。定置網漁業のなかの「サケの小型定置網漁業」は白糠居住者による5経営体が10ヶ統、老部居住者による2経営体が4ヶ統を操業しているが、このうちの3経営体は5～6人の共同あり、2経営体が2人の共同で行われている。この定置網漁の操業期間は内規によって9月1日から1月31日までに限定されている。各定置網の位置については、5年前から図（7）のような割当とローテーションを組んでいるが、それ以前は「くじ引き」で位置を決めていた。このローテーションによれば、各経営体は毎年2つづつずれて場所を変えていくことになる。さらに、内規によってサケの定置網漁業を営む者にはサケの刺網漁を禁止しているが、現在刺網漁を営んでいるのは20経営体である。

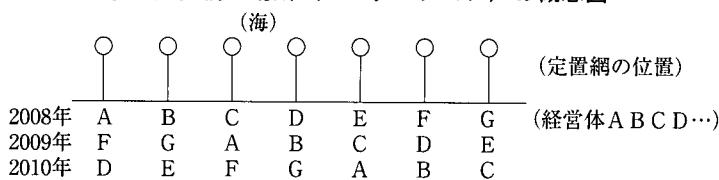
図（6）共同漁業権区域の区分



表（36）白糠漁協の主要水産物（2005）

魚種	数量(kg)	金額(千円)
さけ	474804	113296
こうなご	159226	46968
するめいか	1844086	463206
やりいか	18381	27011

図（7）小型定置網の場所（ローテーション）の概念図



(6) 尻労漁協・小田野沢漁協・猿ヶ森漁協

尻労漁協では1戸1組合員方式であるが、2007年の正組合員は97名、准組合員は47名であり、前掲の表（9）での2006年と比較すると多少の変動があった。当組合に加入するには尻労部落会に6ヶ月以上加入していることが前提となり、新規加入者は最初は准組合員からである。当漁協に免許されている漁業権は表（37）の通りであるが、「東共第23号・24号」の共同漁業権は当漁協と隣接する猿ヶ森漁協の双方に免許されている。ここでは「東定5・6号」での大型定置網漁業が著名であり、「吉田漁業部」、「阪本漁業部」、「加糖漁業部」の3社によって操業されている。以前は1社につき22、23人が従事していたが、現在では17、18人程度であり、サケやまぐろが主な魚種である。当地での主な水産物は表（38）での通りであり、サケやまぐろ以外ではイカやぶりがあげられる。

スルメイカは毎年6、7月頃から12月にかけて、ヤリイカは11月から2月頃に最も多量の水揚げがある。イカ釣漁では1970年代後半から「昼イカ」漁が始まり、現在でもこれが中心であるが、この「昼イカ」釣漁船には夫婦または親子2人が乗り込んで操業する。ウニや鮑は現在は潜水業者に委託しているが、組合員は年2回、1日2時間採取することができる。このときは採取する人数は1戸から何人でてもかまわない。

表(37) 尻労漁協の漁業権

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の名称
東定第5号	定置漁業	さけ・ます・いか定置漁業	1月1日～12月31日
東定第6号	定置漁業	さけ・まぐろ・ぶり定置漁業	1月1日～12月31日

公示番号	漁業種類	漁業の名称
東共第23号	第1種共同漁業	こんぶ・わかめ・あまのり・ふのり・あかば・ぎんなんそう・てんぐさ・まつも・ひじき・ちがいそ・あわび・くばがい・たこ・なまこ・うに・ほや漁業 さけ・ます・やりいか・こうなご・たなご小型定置、か
東共第24号	第2種共同漁業	れい・ひらめ・たばご底建網漁業、さけ・かれい・ひらめ・かに・さめ・たらこ刺網漁業、たこ籠・あいなめ籠・かに籠漁業

漁業期間：さけ刺網漁業は9月1日～1月31日、かに刺網漁業は4月1日～12月31日、さめ・たら刺し網漁業は11月1日～6月30日、かに籠漁業は4月1日～12月31日

表(38) 尻労漁協での主要水産物 (2005)

魚種	数量(kg)	金額(千円)
まぐろ	48842	91595
ぶり	362305	70071
サケ	346868	82145
するめいか	283084	61982

小田野沢漁協も1戸1組合員方式を採用している。准組合員には最近分家した者が多いが、通常は分家後5年くらいたないと組合員にはなれない。さらに妻は小田野沢出身であるが、夫は他所出身の場合は、組合員になるには「10年くらいかかる」という。当漁協が免許を受けている漁業権は、既述の白糠漁協と共同の共同漁業権と当漁協のみによる区画漁業権である(表(39)参照)。前浜でのコンブ採取については、8月までに口明けがなければ、各自が自由に採取してもよいことになっている。さらに、現在は底建網が15ヶ統、小型定置網漁業が2ヶ統操業されており、その他に一本釣漁船が約50艘ほど操業している。この一本釣りではヒラメ、タコ、カレイが主な魚種となっているが、2006年度の主要水産物は表(40)の通りである。

下北地方における法と共同性（林）

表（39）小田野沢漁協の漁業権

公示番号	漁業種類	漁業の名称
東区16号	第1種区画漁業	あわび垂下式養殖業・ こんぶ・わかめ延縄式養殖業

（漁業期間は1月1日～12月31日）

表（40）小田野沢漁協の主要水産物（2006）

魚種	数量(kg)	金額(千円)
ひらめ	24177	27517
サケ	123264	41879
鮑	2153	25100
コンブ	23939	28421

猿ヶ森漁協の2007年の正組合員は49人、准組合員は2人であるが、6戸（組合員12人）のみが専業漁家である。このうち下田代の居住戸が2戸、猿ヶ森の居住戸が4戸である。組合員は1戸2組合員（夫婦の場合も親子の場合もある）と1戸1組合員の双方の場合がある。下田代は9戸が居住しているが、非組合員は2戸（転入者と帰村者）のみである。分家者はなかなか組合員にはなれないが、3、4年前に一人が准組合員になり、その後に正組合員になった。

表（41）は猿ヶ森漁協の漁業権であり、大型定置網は1ヶ統、小型定置網は3ヶ統、底建定置網は42ヶ統（9ヶ統は底建網漁専属の3戸が經營している）が操業されているが、イカ釣漁業はやっていない。大型定置網漁業は当組合の准組合員であって、尻労漁協の正組合員である会社が営んでいる。

前述のように、昭和33年（1958）に猿ヶ森の前浜は防衛庁（当時）によって用地買収されたが、共同漁業権は残った。その後当組合員は昭和40年（1965）頃から尻労、小田野沢、白糠の漁港を利用して操業するようになったが、小田野沢漁港での水揚高に対する小田野沢漁協の手数料3パーセントのうち0.25パーセントを当漁協が取得している。また、大沼・左京沼での漁業権である内水面

漁業権も有しており、コイ、フナ、ウナギ、川エビなどをとっているが、全体の水揚高に比すとその金額はわずかなものである。

表(41) 猿ヶ森漁協の漁業権

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の名称
東定4号	定置漁業	さけ・まぐろ・いか定置漁業	1月1日～12月31日

公示番号	漁業種類	漁業の名称	場所
内共第36号	第5種共同漁業	こい・うなぎ・わかさぎ・すじえび漁業	大沼左京沼
内共第37号	第5種共同漁業	同上	

漁業期間は1月1日～12月31日

おわりに—漁民の共同性についての若干の考察—

東通村の沿革と概況からはじまり、下北半島と東通村の漁業について記述してきた。当村の漁協についてはそれぞれの漁業権とともに漁業の様子や各漁協での規則を概観してきた。漁協と集落の構成員性が重複し、後者の資格が漁協組合員の前提となっている場合も多い。この場合、いずれも明示的な規程はないが実質的には当該集落での「戸前」構成員に組合員が限定される傾向は否めない。居住者であっても直ちに組合員なれるわけではなく、次三男による新たな分家の場合も一定の期間が必要とされている漁協もあったし、さらに尻屋のように、そもそも旧戸以外からの新たな組合員を認めていない漁協もある。他方では、実定法上の正組合員資格である「90日以上の操業」に関しては、各漁協での差異はあるが、概して厳密な意味での「操業」にこだわっているようには見えない。岩屋漁協では「陸上での労働日」をも「操業日」に加算しているし、白糠漁協では「漁船非使用」の採藻従事者であっても正組合員たりえていた。すなわち、漁協組合員の条件は実定法や漁協自体の規程もさることながら、その前提である集落での構成員性に依拠している度合いが小さくないのである。こういった集落と漁協の「融合」は一集落（ムラ）一漁協の場合には最も鮮明になるが、そのことを端的に示して

いるのが尻屋漁協作成の「磯廻り及び各団体行事予定表」（表（24）参照）であろう。この予定表には漁協組合員による「ふのり摘み」、「ノニ取り」、「マツモ取り」等とともに、集落行事の予定が記されていた。

各漁協の共同漁業権漁業についての規則の詳細さについては様々であるが、その目指すところは組合員のバランスをとるという点で一致しているのではないであろうか。例えば、野牛漁協での「春定置網漁」については、7人が操業しているが、その場所については抽選によるローテーションを組んでおり、特定の者が特定の漁場を独占することを防止していた。石持漁協での小型定置網漁業では網を入れる場所の水深の差異の故に、定置網の場所は各操業者ごとに固定されていたが、底建網漁では同様な配慮がなされていた。

東通村内での共同漁業権についてもっとも詳細な成文化された規則を定めているのが野牛漁協である。春の定置網漁を営む者には、サケ刺網漁、春のタコ・あいなめ漁、カレイ刺網漁を禁じ、春の底建網漁を営む者には同じくカレイ刺網漁、タコ・あいなめ漁を禁じているなど、それぞれ技術的に競合する漁業を禁じているだけでなく、各経営体間のバランスをとろうとし、さらに各漁業での網などの長さや籠の数、網の統数についても細かく規定している。同様に石持漁協においても、野牛漁協ほどは詳細ではないが1経営体あたりの底建網漁や籠漁業での網の統数、籠数を制限しているし、尻屋では戦前の昆布や布海苔採取についての厳格な規制を、多少の弛緩を伴いながら現在も継承している。特にコンブなどの「磯物」採取者については、組合員とその共住家族に限定し、かつ採取場所や採取に際しての規則だけでなく、その取り締まり要員も従前通りの三餘会会員がつとめている。

これらの各漁協で組合員であることは「形式的平等性」を目指としているという点では入会集団での規制と同じだろう。ここでの「形式的平等性」とは、川島武宜の言う「権利の平等性」、「抽象的な平等性」、「一人前の構成員」の平等性⁽²¹⁾を特色とするものであ

るが、しかし、上記のような規程はより実質的な平等性を目指すものとなる。そうであっても、結果として実質的な不平等が各経営体間で生じるていることは、既述の表(11)～(14)の漁獲金額別の経営体数に表れているとおりであるが、これは各経営体ごとで営む漁業の種類の差に由来するところが大きいと思われる。既述の野牛漁協での表(29)のような規制、すなわち漁業の種類ごとの制限、すなわち各経営体の網数・籠数等の制限や漁場のローテーション化、さらには一つの経営体がいくつもの漁業を営む場合の各種の規制は「形式的平等性」を超えた実質的な平等性を追求するものである。この点が共同漁業権区域と山林原野などの入会地が異なる点であろう。共同漁業権区域内では、潮流や回遊する魚群の性格等から、組合員がその海面上の一部分を持続的に占有することによっては「形式的平等」すらも確保しがたい。それ故、上記のような漁業道具の制約や操業期間の限定、採藻時のような採取者数の制限等がなされ、それが実質的な平等を志向することになる。

このような各漁協内部での諸規程とともに、本稿ではそれぞれの漁協間の連携を考えてみたい。既述のように東通村では2漁協への1共同漁業権の免許がなされている事例がある。すなわち、猿ヶ森漁協と尻労漁協、白糖漁協と小田野沢漁協であるが、後者の「東共21・22号」の共同漁業権区域内では、前掲の図(5)でのように、白糖漁協と小田野沢漁協のそれぞれの操業区域と両者がともに操業可能な区域とを区分していた。これを実定法上の共同の権利が実施段階で各漁協の措置によって細分されていると見ることも、各漁協単位での操業が実定法上で一括されて漁協間の共同性が生み出されていると見ることも可能である。いずれにせよ、ここでは両漁協が入り合う区域が設定されている点に注目したい。というのは、こういう区域は入漁権の設定によって、他の漁協においてもなされているからである。

尻屋漁協の共同漁業権区域への岩屋漁協と尻労漁協の入漁権、石持漁協の共同漁業権区域への野牛漁協と関根浜漁協の入漁権は、先

の2漁協への1共同漁業権の免許とともに、各漁協の共同漁業権を前提とした相互の連携として把握することが可能ではなかろうか。ここでも法的に入漁権が設定されており、その実施要綱が各漁協にゆだねられていることになる。その結果が上記でみてきたような各種の漁協間の取り決め（前掲図（1）（4）（6）参照）である。

総じて東通村の沿岸部には「東共21号」から「東共32号」までの共同漁業権区域が設定されている。その権利主体である漁協間の関係を見てみると、媒介項は共同漁業権、入漁権、あるいは漁港使用、漁業補償等と異なっているが、石持一野牛一岩屋一尻屋一尻勞一猿ヶ森一小田野沢一白糠の各漁協が各共同漁業権区域の相互利用によって連鎖している様子がうかがわれる。すなわち、石持漁協から白糠漁協までのすべての漁協が、それぞれの隣接する共同漁業権区域内に操業や水揚げのために入り会うことによって、継起的な共同性が構築されていると見ることができよう。そして、野牛漁協と石持漁協は、隣接するむつ市の浜関根漁協とも入漁権を媒介にして連携している。東通村には8漁協（1内水面漁協を除く）が存在していたが、これらはむつ市のこの浜関根漁協とも連携しつつ、他方で集落レベルでは13集落を包摂する広がりを見せているのである（図（8）参照）。勿論、各集落のなかには漁協の非組合員（非漁民）も在住し、各漁協間の連携の密度も程度の差があろう。それでも、これらの13の集落の間では集落としての連携はなくとも、漁民である住民間の共同性が生じる可能性はこの連携によってもたらされる。

当地では昭和63年（1988）まで村役場がむつ市田名部に存していた。前述のように、その理由の一つは各集落から田名部への交通網は整備されていても各集落間のそれが十分に整備されていないので、田名部に役場を設置したほうが便利であるということであった。そして、このような状況は各集落の自立性が強いことの証左であるとも指摘されてきた。しかし、陸上交通網の観点からはそうであっても、沿岸部や共同漁業権区域を介すれば各漁民の連携が形成されていくと言うことができるのではなかろうか。そしてこの連携は各自治

体の区域にはこだわらない傾向を見せていることは、既述の浜闘根漁協と石持漁協の関係によっても示されているところである。

従って、このような連携は集落レベルや自治体レベルとは異なったレベルでの共同性のあり方を考える一つの材料となり得る。それは従来の「中間集団」⁽²²⁾と呼ばれているものとも異なった共同性であり、公と私、あるいは国家と個人の「中間」ではなく、それとは異なる次元での共同性を模索する一契機となり得るのではなかろうか。すなわち、東通村とむつ市の行政的区分や村内での集落区分にこだわらず、複数の集落の「間」に存するという意味での「中間集団」としての「連携する漁協」とその連鎖である。例えば、図(8)で見られるように、岩屋漁協—尻屋漁協、尻屋漁協—尻労漁協、尻労漁協—小田野沢漁協などの連携とその連携の連鎖であり、その連鎖による共同性である。

本稿冒頭で引用した原暉三による「部落なる共同体的枠の内部に組合が没入していると見るか、或いは組合が部落なる共同体的枠を利用していると見るか、或いは両者併存し、組合自身に部落共同体的性格が存すると見るべきか」という問いは「部落共同体」（集落）や「組合」（漁協）の不变性や固定性を前提としているが、共同漁業権区域という視点から見れば、当該区域に相互に乗り入れる共同関係として漁協の連携を把握することが可能である。すなわち、連接する各共同漁業権区域は、各漁協を因子（特性）とすることによって「多配列的」⁽²³⁾分類上での類（クラス）としての「沿岸部」を析出する。そして、その「沿岸部」において各漁協・漁民が相互に入り会うことによって共同性の継起的な連鎖が生み出されると把握することもできる（表(42)と図(9)参照）。この「入り会い」は各漁協間の取り決めに基づき毎年その時期には各漁協の参事等の職員が連絡しあうことからはじまるが、こういった相互の連絡や同一の区域での操業によって漁協・漁民の共同性が生じるのである。

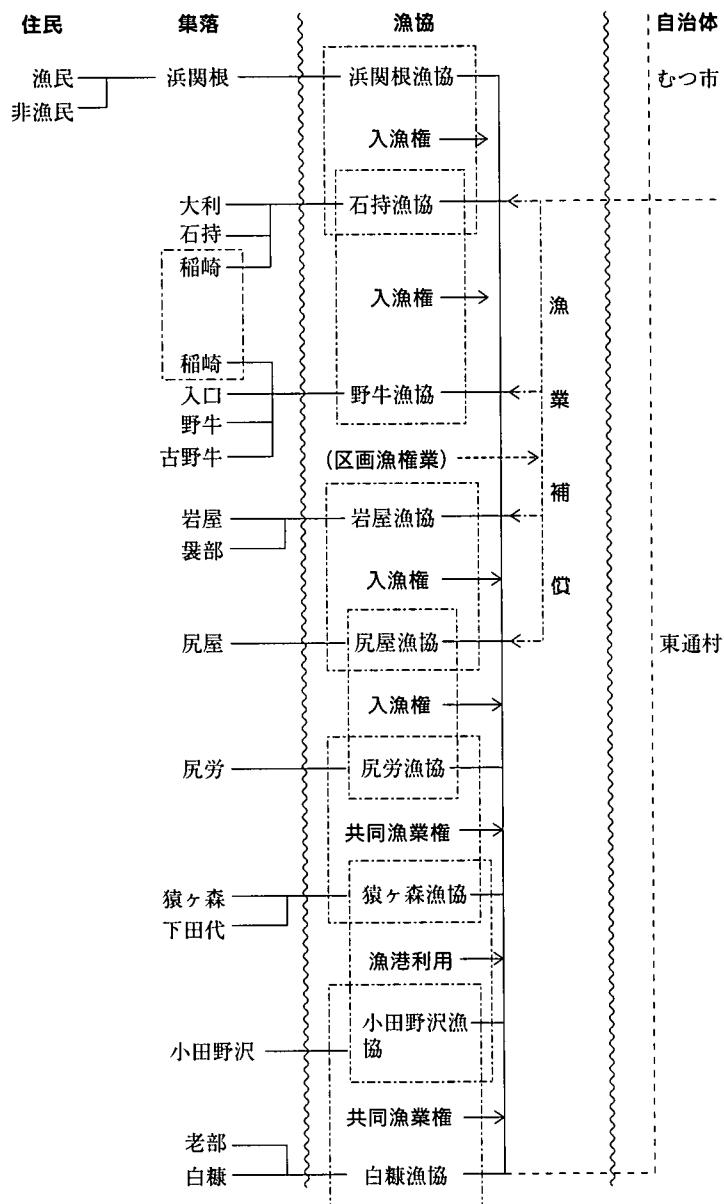
従って、この共同性は漁協の内部規程による「実質平等性」志向とは異なる次元での共同性であり、尻屋でのように1漁協1集落

の場合であっても、この共同性は集落や漁協の閉鎖性を開放する回路を用意しておくことになろう。先のように東通村の各集落の自立性が主張されてきており、さらには集落構成員性が漁協組合員資格の前提とされがちであるが、その背後では「沿岸部」という海面での操業によって、集落を超える漁民の共同性が用意されていたのではないかろうか。むしろ、このような共同性の故に、陸上での各集落の自立性が長く維持され、且つ各漁協や各集落内の閉鎖性、さらにはそこでの「実質平等性」が追求される余地が生み出されてきたとも言えよう。

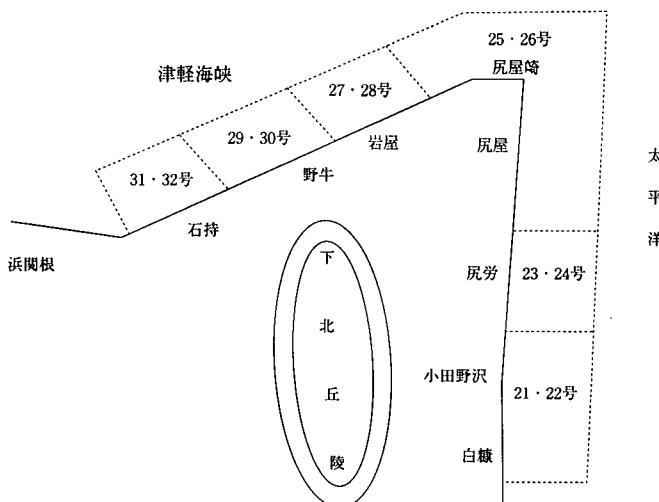
表（42）共同漁業権区域と漁協

類	項	因子（特性）	
	共同漁業権区域	利用する漁協	
沿岸部	29・30号	石持・野牛	漁民の共同性
	31・32号	浜関根・石持・野牛・岩屋・尻屋	
	27・28号	岩屋	
	25・26号	尻勞・岩屋・尻屋	
	23・24号	尻勞・小田野沢	
	21・22号	白糠・小田野沢	

図(8) 集落と漁協 (-----は連携する漁協)



図（9）共同漁業権番号と漁協



- (1) 金田祐之「新編 漁業法詳解」（成山堂書店 平成13年） 49頁
- (2) 黒沢一清「漁業協同組合の漁業権管理について」（協同組合研究会編『戦後協同組合の性格』1959）、49頁
- (3) 浜本幸生「共同漁業権論」（まな出版企画 1999年）
- (4) 原暉三「日本漁業権制度史論」（国書刊行会 昭和52年）259～260頁
- (5) 「往昔下北地方を糠部（ぬかのぶ）郡、宇曾利（うそり）郷といった。ぬかのぶ、うそり共に蝦夷語にてぬかのぶはヌッ・カ・ヌブの約まったもので、川が一様の深さで緩流してい居る野原の意。うそりはウショロの約まったもので、湾、入江、潟などの意である。」 笹沢魯羊『宇曾利百話』（昭和36年増補3版）1頁
- (6) 笹沢魯羊『東通村誌』（改訂再版 昭和39年） 2頁
- (7) 「殊に東通村が他村と異なる諸点中の最も著しいのは、政治村落の行政所たる村役場を、自村の地域内に置かずして、隣接の田名部町に置いてあることである。自村内に村役場を置けば、村内地勢の関係上、各部落から村役場への往復が不便になると、田名部町は各部落に対する日用品供給地であると共に、各部落の農産物や海産物の集積地であり、消費地である関係上、自村の役場を田名部町に置いて産物販売、日用品買出し他の公私用を辨ぜしむることにしてあるのである。されば、村内道路の如きも部落と部落とを縫合するよりも、田名部町に通する道路の方がより早く開墾せられてある。つまり、田名部と云う村外の小都會を中心として自然村落二十四個が結びつけられて居るのである。換言すれば、東通村と云う政治村落が明治年間に人為的に作り上げらる、迄は東通村内の諸部落は各々独立したる天然村落として田名部なる代官所在地の小

都會と政治的並に通商的関係を保って居たのである。」小野武夫「近代村落の研究」(1934 時潮社) 236頁

- (8) 竹内利美『下北の村落社会 産業構造と村落体制』(未来社 1968) 47頁、50頁
- (9) 竹内利美 前掲書 149頁
- (10) 竹内利美 前掲書 150頁
- (11) 東通村史編集委員会編『東通村史 歴史編』(平成11年) 115頁
- (12) 以下の記述については、前掲 笹沢魯羊『東通村誌』77頁～95頁を参照。
- (13) 東通村役場『村勢要覧1957版』62頁
- (14) 笹沢善八編輯『下北郡地方誌』(大正15年再版 下北新報社) 42頁
- (15) 東通村史編集委員会編 前掲書 100頁
- (16) 東通村史編集委員会編 前掲書 81頁
- (17) 田村浩『農漁村共産體の研究』(昭和6年、泰文館) 1頁
- (18) 「アワビとコンブの採取権は男子に限り、一五歳以上のものに与えられた。しかし、コンブは絶滅したので、そのかわりのワカメには女子も現在は採取に加わっている。多くの報告は一五歳以上七二歳までと伝えているが、少なくとも現在は七二歳という年齢制限はない」竹内利美前掲書 522頁
- (19) 布海苔採取の漁区については、昭和38・9年には9区であった。竹内によると「ミズシ、ヨノダ、カイサシマ、藤石浜、トタ崎、ゴメ島、岸島、アカタ、貝島の九区で、貝島は尻勞と入会である。昭和初年には十一区であった」と竹内利美前掲書 520頁
- (20) 「三餘会」とは尻屋集落での「青年団」とは別の年齢集団であり、現在は通常は漁家の長男が高校卒業と同時に(18歳)加入し、42歳で脱退することになっている。現在の会員数は25名であるが、この集団については、当地についての過去の報告書では必ず言及されている。ここではその詳細を述べる余裕はなく、稿を改めたいが、現在の「三餘会会則」と「三餘会附則」でも旧慣はおおむね維持されているようである。参考までに、昭和6年の当地の調査にもとづいた報告書の一部を引用しておこう。
「この組織は昔若連中と稱していたもので、明治二十四年に組織を改めて尻屋青年會と呼び、更に全四十四年三餘會と改稱した。役員としては會長、副會長各一名と理事五名評議員十名があり、總會で選挙し任期は二ヶ年となってゐる。事業としては造林をなし毎年一萬本の植樹を經營し、魚付林や防風林を作り、學校の基本財産の植林手入をも行ってゐる。……現在の會員は七十名あつて基本金は五千圓に達してゐる。共有林野の監督や漁獵の密獲取締又は吟味等何れも活動してゐるので、地先水面の一部と海布苔の漁場の一ヵ所を興へられ年収五百圓位の漁業権を有してゐる。」田村浩 前掲書 92頁
- (21) 川島武宜「『ゲルマンの共同体』における「形式的平等性」について」「川島武宜著作集第八卷」所収 45頁以下
- (22) 「中間集団」についてここで詳述する余裕はないが、以下の論稿を参照。槇沢能生・名和田是彦「地域中間集団の法社会学」利谷信義他編『法における近代と現代』(日本評論社 1993)、高村学人「アソシエーションへの自由」(日本評論社 2006)

(23) 「多配列的」についてロドニー・ニーダムは以下のように述べている。「「多配列的」(polythetic) [...]という語が、諸個体が全体としては一つの特性も共有しないクラスに用いられるようになった。一つの例として、五つの特性によって定義される五つの個体についてみる。各個体が五つの特性のうち四特性を共有することができ、こうして相互に全体としては似ているが、五つの個体全部が共有する特性をまったくもたない場合がある。……これら五つの個体は、それぞれ定義による類似の特性をもつことによって一つのクラスにまとめられる。」（ニーダム「象徴的分類」（吉田禎吾他訳 みすず書房）88頁～89頁）。

R・Needham, "Polythetic Classification: Convergence and Consequences" in *Man (N.S.)* 10 (1975), p.357 では、この点に関連して以下のようないわばが掲載されている。

		個体					
		1	2	3	4	5	6
特性	A		A	A			
	B	B	B				
	C	C		C			
	D	D	D	D		F	F
					G	G	
					H	H	

」（野線は筆者）

この表の個体1～4にそれぞれ欠けている特性はすべて異なるが、「家族的類似」（ヴィトゲンシュタイン）の特性を有しているので、これらの個体は一つのクラスにまとめられることになる。これを多配列的分類という。これに対して5と6は同じ特性を有しているので一つのクラスに分類される。これは単配列的分類である。

*本稿作成にあたっては、東通村役場、および東通村の各漁協の関係者の方々には様々なご援助をいただき、私たちの度重なる訪問と質問にも快く対応して頂いた。一人一人のお名前をあげることは差し控えたいが、ここに記して改めて皆様への感謝の念をあらわしたい。